

パブリックコメントの概要と市の考え方

No.	個人・団体	ページ	意見の内容	回答
1	団体1	2	<p>第1章 1 計画策定の趣旨 1行目の「久留米市では、平成23…」を「久留米市では、女性差別を撤廃し、人権確立と真の男女平等を目指すため、平成23…」と下線部を挿入する。</p> <p>【理由】男女平等が目的で、男女共同参画はそのための手法であり過程であるため。</p>	<p>この計画は、男女共同参画社会基本法及び久留米市男女平等を進める条例に基づいて策定しておりますので、原案の通りといたします。</p>
2	団体1	3	<p>第1章 2 これまでの経緯の「久留米市の取組」 1行目「以降、男女共同参画社会の実現…」を「以降、男女平等の実現…」に変更する。</p> <p>【理由】男女平等共同参画社会基本法の前文にあるとおり。</p>	<p>久留米市男女平等を進める条例第1条において、「男女平等を進めるための施策を総合的計画的に実施することにより男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。」としているため、原案の通りといたします。</p>
3	団体1	3	<p>第1章 3 第3次久留米市男女共同参画行動計画・第2期実施計画の成果と課題 4行目「…意識は進みつつあります。」を「…意識は進みつつありますが、市民生活の実態にはなお多くの課題が見られます。」に変更する。</p> <p>【理由】成果と課題の項目なので課題を挿入する。</p>	<p>P4に課題を記載しており、御意見の趣旨は含まれておりますので、原案の通りといたします。</p>
4	団体1	3	<p>第1章 3 第3次久留米市男女共同参画行動計画・第2期実施計画の成果と課題 14行目の「雇用の分野では、…」を「労働の分野では、…」に変更する。</p> <p>【理由】雇用は労働の一分野であるから、労働全般として論ずべきだと考える。</p>	<p>ここでは、雇用の分野への取組を記載しておりますので、原案の通りといたします。</p>
5	団体1	3	<p>第1章 3 第3次久留米市男女共同参画行動計画・第2期実施計画の成果と課題 15行目「…育児休業制度や介護休業制度を整備している事業所の割合も増える…」の根拠となる市民意識調査結果の数値を記載する。</p> <p>【理由】中小零細企業が殆どを占める久留米市で、制度がどの程度普及しているかを市民に公表すべきと考える。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。</p> <p>【修正後】 「…平成29年度久留米市雇用実態調査では、育児休業制度を整備している事業所の割合は72.6%(平成26年71.9%)、介護休業制度を整備している事業所の割合も62.0%(平成26年53.6%)と前回調査より増えるなど、…」</p>
6	団体1	4	<p>1行目の「ワーク・ライフ・バランスや女性の活躍の取組も進みました。」とあるが、それを実証できるデータがあるのか？なければ、このような断定的な表現はすべきではない。</p>	<p>御意見につきましては、第3次久留米市男女共同参画行動計画第2期実施計画の成果指標において「職場で平等と感じる人の割合」が当初と比べて上昇したものの、目標値を越えておらず、十分ではないことから、以下の通り修正いたします。</p> <p>【修正後】 ～の取組も少しずつ進んできています。</p>

No.	個人・団体	ページ	意見の内容	回答
7	団体1	4	<p>2、3行目「このように～などは概ね順調に進んできたと言えます。」を削除する。</p> <p>【理由】民間では例示されている4点はもとより男女平等の進展はみられていない。具体的事例として、市内でも女性の正規雇用の解雇等が起きている。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下の通り修正いたします。</p> <p>【修正後】 ～などは進んできたと言えます。</p>
8	団体1	4	<p>4行目から6行目を下記のように変更する。</p> <p>改めて今回の市民意識調査を見ると、家庭や地域、職場など市民の日常生活の場における性別役割分担による慣習、慣行、制度が根強く残っていることが、市民の不平等感につながっていることが分かる。意識が制度をつくり、作られた制度が古い意識や慣行を温存、持続させていることが伺える。この循環を断ち、男女平等実現の方策を徹底的に追求していく政策を実施していく必要がある。そのために、性別によって区別されたり、扱われ方が異なったりする原因と背景を把握し、その解決方法を現状の中で探ることが今後の課題といえる。</p> <p>【理由】今後の計画策定をするにあたって、「成果と課題」の見出しから見て、課題の記述があまりに少なすぎるため。</p>	<p>課題については総括して含んでおりますので、原案の通りといたします。</p>
9	団体1	4	<p>4行目「…慣習や慣行が根強く残っており…」を「…慣習や慣行、<u>制度</u>が根強く残っており…」と下線部分を挿入する。</p> <p>【理由】慣習・慣行だけでなく制度の中に組みこまれていることが男女平等を阻害する大きな要因と考えるので、少なくとも制度をいれるべき。 ※ P7 5重点課題(1)男女共同参画の意識づくりの2行目、(3)地域における男女共同参画の促進の2行目も同じ ※ P15 現状と課題の4行目も同じ ※ P40 3市民との協働の1行目も同じ</p>	<p>御意見を踏まえ、以下の通り修正いたします。</p> <p>【修正後】 ～慣習や慣行、制度が根強く残っており～</p>
10	団体2	4	<p>6行目「～不平等感は解消されていません。」の後ろに「また、雇用の分野では女性に多い非正規雇用の問題や男性の育休取得率の低さなどの課題が残されています。」を挿入する。</p> <p>【理由】コロナ禍でエッセンシャルワーカーは多くが女性であるなど非正規労働の問題は深刻化している。また、男性のワーク・ライフ・バランスの問題は、たいへん重要な課題となっているが、その内実が疑問視されている。男性の育児休業取得率向上とともに、家事や育児、介護などを主体的に行う家事分担意識などジェンダー平等に向けての課題が残されている。</p>	<p>第8回久留米市男女平等に関する市民意識調査(以下、市民意識調査)において、職場を含む社会全体で男性が優遇されているという意識があることから、御意見の事項につきましても課題の文言に含んでおりますので、原案の通りといたします。</p>

No.	個人・団体	ページ	意見の内容	回答
11	団体2	6	<p>第2章 1 基本理念 「①…差別されることなく、<u>女性に対する暴力が根絶され</u>、その人権…」と下線部分を挿入する。</p> <p>【理由】女性差別は、女性であることや女性という枠組みに属する個人に対して、正当な理由無く不利益を生じさせることとされている。性暴力も差別の中に含まれるとは言え、差別の種類といわれる除外行為や拒否行為を越えて、精神的・身体的・経済的な攻撃を受け、危険にさらされる。「男女平等を進める条例」にも「男女間におけるあらゆる暴力の根絶」が明記されており、重大な人権侵害だと認識され根絶に向かうことについて市民のコンセンサスを得るためにも、特筆すべきと考える。</p>	<p>基本理念については、久留米市男女平等を進める条例第3条第1項第1号を総括・集約しており、御意見の事項も含んでおりますので、原案の通りいたします。</p>
12	団体3	6	<p>第2章 1 基本理念 基本理念に、「女性に対するあらゆる暴力を根絶すること」を加える。</p> <p>【理由】女性に対するあらゆる暴力の根絶を新たに加えたのであれば理念にもそのことは明示すべきである。</p>	
13	個人2	6	<p>第2章 1 基本理念 ①の「…差別されることなく、」の後に「女性に対するあらゆる暴力が根絶され、」を挿入する。</p> <p>【理由】男女平等を進める条例の基本理念第3条(1)には「男女間におけるあらゆる暴力の根絶」が明記されており、本行動計画に、女性に対するあらゆる暴力の根絶を施策の方向性として位置づけるのであれば、基本理念においてもそのことを明記すべきである。</p>	

No.	個人・団体	ページ	意見の内容	回答
14	個人2	6	<p>第2章 3 計画の性格と位置づけ (4)「本計画は、配偶者からの…位置づけ、」を「本計画は、配偶者からの…位置づける。」とし、以下の「施策の方向Ⅲ 施策…」の文章を削除する。</p> <p>【理由】「第3次久留米市DV対策基本計画」は基本的には別に策定すべきと考えるため、明記しない。</p>	<p>これまでDV対策基本計画は、男女共同参画行動計画に掲げられた「DV対策の充実」を重点的かつ確実に推進するため、別途策定しておりました。</p> <p>第1次及び第2次DV対策基本計画において、職員の意識の向上とともに庁内の支援体制も構築され、被害者の安全確保や支援策の維持継承など、全庁的な取組が進んできました。また、平成25年にはセーフコミュニティの国際認証を取得し、重点取組項目である「DVの防止」と「被害者の早期発見」の取組を進めてきた結果、暴力を容認しない意識啓発や被害者支援における庁内及び関係機関、団体等との連携や協働も図られるなど、一定の成果をあげています。</p>
15	団体1	6	<p>第2章 3 計画の性格と位置づけ (4)の2行目の「「第3次久留米市DV対策基本計画」とします。」を「「第3次久留米市DV対策基本計画」として別に定めます。」とする。</p> <p>【理由】男女平等共同参画行動計画やその実施計画はこれまで市のホームページに掲載されその実施状況は冊子にまとめられ配布されている。実施計画の担当課も掲載されているため、当事者や関係者、市職員が危険な状況に置かれる可能性がある。第3次久留米市DV対策基本計画は今までどおり、別冊管理とし、その配布先も慎重に検討すべきと考える。</p>	<p>また、DVは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の前文において、「配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。」と記載されています。</p> <p>第3次男女共同参画行動計画・第2期実施計画の施策である「男女平等意識の啓発」や「男女平等の視点に立った教育の実践」「雇用の分野における男女共同参画の促進」「家庭・地域における男女共同参画の促進」「ワーク・ライフ・バランスの実現」「困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備」等々の取組は、DV対策基本計画の取組と重なります。このことから、DV対策基本計画は男女共同参画社会の実現を目指す男女共同参画行動計画と一体となって取り組んでいくことで相乗効果をもたらすものと考えます。</p>
16	団体3	6	<p>第2章 3 計画の性格と位置づけ (4)を削除すること。</p> <p>【理由】第3次DV対策基本計画は、別に定めることが適切であるため。</p>	<p>また、市の方針として、個別計画や組織等のスリム化や分かりやすい計画書づくりが掲げられています。多くの市民に、市の取組を理解していただくよう事業の厳選と分かりやすい表現で策定することが必要であること、さらにDVは男女平等の実現の妨げであり社会問題であることを理解していただくためにも、DV対策基本計画は男女共同参画行動計画の重要な施策の1つとして位置付け、一体となって取り組んでいくことが効果的であると考えます。</p>
17	団体2	6	<p>第2章 3 計画の性格と位置づけ 「(4)本計画は、配偶者から～「施策の方向Ⅲ 施策1」を「第3次久留米市DV対策基本計画」とします。」をすべて削除してもらいたい。 そして、DV対策を位置づけた上で、今まで通りで、「第3次久留米市DV対策基本計画」については、基本計画や具体施策の作成を希望する。</p> <p>【理由】P2、P3で記されているように、久留米市はこれまでDV対策において具体的、かつ先進的に、対策を進めてきている。DVは被害当事者や支援者、担当窓口など安全を守ることが、第一である。以前、行政の仕組みをよく知っている加害者の知人が男女平等推進センターに押し掛けてきたこともあると聞いている。そのため久留米市では、全国に先駆けてワンストップサービスを導入し、また、DV被害者への安全配慮について市職員の共通理解を図ってきている。 今回の提案のように男女共同参画行動計画にDVに関する行動計画が合併されるとホームページや紙面公開されてしまう。具体的な施策や担当者などが加害者側に明らかにされることは、危険な状況を招きかねない。したがって、行動計画に盛り込める内容は公開できるものに限られ、その他詳しい内容については「第3次久留米市DV対策基本計画」として別に策定すべきである。</p>	<p>以上のような理由から、原案のとおりといたします。</p> <p>一方で、新型コロナウイルス感染症の影響によるDVの増加や、解雇・雇止めによる貧困など、被害者の多くを占める女性がさらに困難な状況に置かれていることは本市も認識しております。また、面前DVによる児童虐待の増加に対して児童虐待対応とDV対応との連携強化が求められていることから、DV対策は市の重要な施策として今後も引き続き取り組んでまいります。</p>

No.	個人・団体	ページ	意見の内容	回答
18	団体1	7	第2章 4 計画の期間 5年間に変更した理由を記載する。  【理由】今までの10年間から5年間にしたのはそれなりの理由があるはずだから。	社会情勢が大きく変化しつつある中で速やかに課題を捉え取り組んでいくこと、また国や県の計画と時期を合わせて取組を推進していくことが効果的であると考えことから、原案の通りといたします。
19	団体2	7	第2章 5 重点課題 3行目「歩みは止めることなく取り組んで行く必要があります。」の後ろに「そのためには、すべての政策にジェンダー視点を主流として取り込み、積極的に目に見える施策を促進することが必要です。」を挿入する。  【理由】重点課題に書かれている「コロナ禍においてジェンダーに起因する問題を顕在化した」という認識は、たいへん重要だと考えます。日本の男女格差が先進国並みに解消できるよう地方都市でもジェンダーの主流化をすべての政策に取り入れることが必要である。	御意見を踏まえて、次の通り修正いたします。  【修正後】 ～歩みは止めることなく、全ての政策を男女共同参画の視点で取り組んでいくことが必要です。
20	団体1	7	第2章 5 重点課題 (1) 男女共同参画の意識づくり 3行目「男女平等についての正しい理解の定着を促進し、…」を「男女平等意識の浸透の徹底を図り…」に変更する。  【理由】正しい理解の定着という言葉は分かりづらい。	男女平等の意識が正しく根付いていくことが必要であると考えため、原案の通りといたします。
21	個人3	7	第2章 5 重点課題 (1) 男女共同参画の意識づくり 3行目「理解の定着を促進し」の後に、「性別役割の実態を変更するような仕組みや制度を採り入れ、」を挿入する。  【理由】意識の変更は、実態を変えることが不可欠。啓発に留まらないという方向性を強く出してもらいたい。	市民一人ひとりが慣行を変えていけるような主体的な行動ができる人材の育成に取り組むことが課題と考えておりますので、原案の通りとさせていただきます。
22	団体2	7	第2章 5 重点課題 (1) 男女共同参画の意識づくり 4行目「…継続して男女共同参画の意識づくりに取り組むと共に男女平等の推進を阻害する要因となっている制度や慣行を取り除く取り組むことが重要です。」 下線の文を挿入する。  【理由】今回の意識調査では固定的性別役割分担意識を否定する割合は10ポイント以上前回よりも増えている。しかし、生活実態は変わっていない。性別役割分担は単に仕事と家事の分担ではなく、性別によって、社会の男女の役割を決める基準とされる。制度や慣行の見直しが必要だと考える。	男女平等の意識づくりとともに、主体的に行動できる人材の育成に取り組んで行く必要があると考えているため、原案の通りといたします。

No.	個人・団体	ページ	意見の内容	回答
23	団体1	7	<p>第2章 5 重点課題 (4)ワーク・ライフ・バランスの実現と働く場における女性の活躍促進 2行目「…家事の多く…」を「家事、育児、介護の多くに…」、3行目の「…出産を機に…」を「出産・育児や介護を機に…」変更する。</p> <p>【理由】家事という言葉では育児、介護等のことまで含まれるとは理解しにくい。また介護離職も多いため、列挙した方がよいと考える。</p>	<p>御意見を踏まえ、次の通り修正いたします。</p> <p>【2行目修正後】 ～を背景に家事、育児、介護の多くを～ 【3行目修正後】 このため出産や育児、介護等を機に～</p>
24	個人4	8	<p>第2章 5 重点課題 (5)女性に対するあらゆる暴力の根絶 2行目「最近では～」の文言を以下のように変えたらどうか、「最近では、DVと児童虐待への連携した一体的な対応が求められており」 *連携が必要なだけでなく、DV被害者としての母子を一体的に支援することが重要であるから</p>	<p>御意見を踏まえて、次のとおり修正いたします。</p> <p>【修正後】 最近では、面前DVによる児童虐待の増加や、DVと子どもへの身体的虐待が同時に起こることによる痛ましい事件も発生していることを受け、DV対応と児童虐待対応のさらなる連携強化が求められています。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、DVや性暴力被害の増加などが問題視されており、特に、若い世代では、AV出演強要やJKビジネス、レイプドラッグなど性暴力が多様化し、SNSの広がりに伴い被害を受ける可能性が高くなっています。 こうした問題を踏まえ、暴力を容認しない意識啓発や被害者の早期発見、相談支援体制の充実が課題となっています。</p>
25	個人2	8	<p>第2章 5 重点課題 (5)女性に対するあらゆる暴力の根絶 4行目の後半部分の「デートレイプドラッグ」の「デート」を削除し「レイプドラッグ」とする。</p> <p>【理由】加害者と被害者が飲食を共にしている時に加害者が薬物を混入してレイプすることを説明する言葉であるが、実際には両者は親密な関係とは言えない。「デート」がつくと、両者の関係が親密な関係であるかのような誤解を招くため。</p>	<p>内閣府では10代から20代の若い女性に対して、AV出演強要やJKビジネス、デートレイプドラッグ、デートDV防止の取組を進めており、若い世代の啓発としてデートレイプドラッグとしておりましたが、御意見を踏まえ修正いたします。</p> <p>【修正後】 レイプドラッグ</p>
26	団体1	8	<p>第2章 5 重点課題(5)女性に対するあらゆる暴力の根絶 4行目「デートレイプドラッグ」を「レイプドラッグ」に変更する。</p> <p>【理由】デートレイプドラッグだと親しい関係の中であるように感じられる。親しくない関係でも起きていることを考慮すれば、デートを削除した方がよいと考える。</p>	NO.25と同じ回答
27	団体2	8	<p>第2章 5 重点課題(5)女性に対するあらゆる暴力の根絶 4行目「デートレイプドラッグ」を「レイプドラッグ」とする。</p> <p>【理由】昨年、久留米地裁で出たレイプ事件の判決をみても親密な関係だったとは言えない。デートレイプドラッグとレイプドラッグはほとんど同義語として使われているが親密でなくても被害にあうケースもあることから、より広い意味で市民への啓発を行うべきだと考える。</p>	

No.	個人・団体	ページ	意見の内容	回答
28	団体1	8	第2章 5 重点課題 (6) 貧困等生活上の困難を抱える女性等が安全に安心して暮らせる環境の整備 3行目「…弱い立場にある人…」を「弱い立場にある女性…」に変更する。  【理由】ひとり親の中でも母子世帯、また非正規労働者やコロナ禍の影響を受けている業種には女性労働者が多くを占めるため、女性により深刻な影響をもたらしていると考える。	(6)の冒頭で女性について書いていることとコロナ禍により社会的に弱い立場にある人は女性が中心であるが女性だけではないことから、原案の通りといたします。
29	団体2	8	第2章 5 重点課題 (6) 貧困等生活上の困難を抱える女性等が安全に安心して暮らせる環境の整備 3行目「生活上の困難に対応する全庁的な支援を行うとともに…」に下線部分を挿入する。  【理由】女性の貧困は、子どもから高齢者まで年齢を問わず深刻な問題である。また、仕事や住居、子育てと生活全般にわたる支援が必要とされている。したがって、女性の貧困問題は久留米市協働推進部男女平等政策課が、全庁に問題提起し、改善に向けた政策を実施する必要があると考える。市が持つ機能全部を使って貧困問題に対処してほしい。	御意見の事項については、意見No.19において修正し、御意見の主旨を含んでおりますので、原案の通りといたします。
30	個人4	11	第3章 2 成果指標Ⅱ-1「審議会・委員会等における女性委員の登用率」 女性登用率50%より、すべての審議会・委員会の女性登用率を30%以上にの方がいいのではないかと、指標としては30%に満たない審議会委員会の数とする。	市の要綱では、登用率の目標を「男女いずれも50%、目標によりがたい時はいずれも40%を下回らない」と定めており、御意見の事項を含んだ目標設定としていることから、原案の通りといたします。
31	個人4	11	第3章 2 成果指標Ⅱ-3「農業・商工自営業における男女共同参画の促進」への成果指標の追加 女性の平均勤続年数はこのままあってもいいが、ストレートに男女の賃金格差を指標に加えることはできないか(データをとるのが難しいかも)	貴重な御意見として参考にさせていただきます。 いただいた御意見は、女性活躍推進法に基づく数値目標の1つとされており、「福岡県の賃金事情」から筑後地区のデータを取ることは可能です。しかし、指標に掲げている「勤続年数」や「有休取得日数」等への取組(働きやすい職場環境の整備に向けた事業所への啓発等)を進めて行くことで、結果「男女の賃金格差」がなくなっていくものと考えられるため、原案の通りといたします。
32	団体1	11	第3章 2 成果指標Ⅱ-4「家庭・地域における男女共同参画の促進」への成果指標の追加 「地域活動・社会活動の場で平等と感じる人の割合33.7%(現状値)50%(目標値)」を追加する。  【理由】この分野の男女平等は遅々として進んでいないので、目標値をあげて取り組むべきである。	第3次男女共同参画行動計画・第2期実施計画において目標は達成していること、また、校区コミュニティ組織における女性役員の割合が増えることで、結果的に平等と考える人の割合は増えていくと考えておりますので、原案の通りといたします。

No.	個人・団体	ページ	意見の内容	回答
33	団体1	11	第3章 2 成果指標Ⅱ-5「市職員における男性の育児取得率」 目標値30.0%を50.0%に変更する。  【理由】現状値は29.4%だから目標値30%は低すぎる。令和元年度の目標達成率を考慮すると、50%は努力すれば可能と考える。市が率先垂範し、モデルとなっていくべきである。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。  【修正後】 50.0%
34	個人1	11	第3章 2 成果指標Ⅱ-5「市職員における男性の育児休業取得率」 男性の育児休暇取得の目標数値が低すぎる。市職員でこのように低い目標値ならば、この計画の推進が疑われる。	
35	団体2	11	第3章 2 成果指標Ⅱ-4「校区コミュニティ組織における女性役員の割合」 目標値が、5年間を見通して設定される事から考えると非常に低いと思うので、検討してほしい。審議会の50%は理想的だが、校区コミュニティの女性役員20%や市職員の育児休業取得率30%などは、明らかに慣行の変更をすべき施策である。  【理由】数値を上げるのは大変困難なことだとは思いますが、ほんの1%程度しか上がっていないものもあり、これでは、どんな啓発が実行されるのか心もとないと思われる。目標値は2030年50%という国の目標に近づくように変更してほしい。	校区コミュニティ組織における女性役員の割合の目標値は、久留米市新総合計画第4次基本計画に基づき設定しておりますので、原案の通りといたします。  市職員における男性の育児休業取得率は、御意見を踏まえ修正いたします。  【修正後】 50.0%
36	団体2	12	第3章 2 成果指標Ⅲ-2「性暴力の防止及び被害者支援の充実」 「性暴力被害件数の公表」の項目と現状値を入れてほしい。  【理由】目標値に関わらず、被害件数の現状値の公表により、見えにくくなっている性暴力被害の現状が明らかになり、被害をなくしていくこととするコンセンサスが生まれ、性暴力根絶の取組が進むと考える。	御意見については成果指標であり、現状値の報告でないこと、及び性暴力被害件数の増減で性暴力防止に対する取組の成果を測るのは難しいと考えることから、原案の通りといたします。
37	団体1	14	第4章 施策の方向1 人権尊重のための男女平等の意識づくり 3行目「…による慣習や慣行が…」に「…による慣習や慣行、法律や制度等の確固たる社会構造が…」と下線を挿入。また5行目「…慣習や慣行を…」に「…慣習や慣行等を…」と下線を追加する。  【理由】慣習・慣行だけではなく、確固たる社会構造そのものが男女平等を阻害する大きな要因と考える。	御意見を踏まえ、以下の通り修正いたします。  【修正後】 3行目 ～による慣習や慣行、制度が～ 5行目 ～阻害する慣習や慣行、制度を～
38	団体1	14	第4章 施策の方向1 人権尊重のための男女平等の意識づくり 4行目「…未だに残っており、市民の男女の地位の…」を「…未だに残っており、社会全体での不平等感の割合は前回調査（平成26年）13.9%より2.1ポイント下がるなど、男女の不平等感は解消されていません。」と変更する。  【理由】社会全体の不平等感の割合が増していることを具体的に表すべきと考える。	資料として市民意識調査を添付しますので、原案の通りといたします。



No.	個人・団体	ページ	意見の内容	回答
39	団体 I	15	<p>施策 I 固定的な性別役割分担意識の解消と男女平等意識の啓発 現状と課題 以下のように書き換える。 本市の男女平等推進施策は拠点施設の男女平等推進センターを中心として実施してきましたが、市民の男女平等意識は前回調査より10ポイント以上漸進はみられるものの、実質的に大きく変化をもたらしているとは言えないことは市民意識調査でも明らかです。 性別役割分担がなくなるのは意識の問題だけでなく、男性の労働時間が一番大きな要因であることは、国が第4次男女共同参画計画策定時にあげています。市民の男女平等意識の啓発は生活のあらゆる分野で行わなければ効果はなく、全庁で取組が必要であり、そのためには市職員の研修もまた必要です。</p> <p>【理由】市民の男女平等意識の啓発は、全庁的・総合的に推進する政策である。</p>	<p>御提案にある男女平等推進センターの取組や、市民意識調査の結果などは、素案の文章に含んでおります。 また、男性の長時間労働の背景にあるのも固定的な性別役割分担意識からくる慣習や慣行として含んでおりますので、原案の通りといたします。</p>
40	団体 I	15	<p>具体的事業No.2、3の担当課に(全庁)を追加</p> <p>【理由】各部各課が所管の事業をジェンダーの視点で見直し、自ら関係団体や市民に啓発や情報提供を行っていくべきである。そうすることで多様な啓発や情報発信が可能になり、市民にも浸透しやすくなる考える。</p>	<p>男女平等に関する直接的な広報・啓発や情報の収集・提供は、担当部局が主体となって取り組むため原案の通りといたします。</p>
41	団体 I	15	<p>具体的事業No.5の担当課に(全庁)を追加</p> <p>【理由】施策の方向 II あらゆる分野における女性の活躍の推進の中で、いくつかの分野の中で各課の取組があげられているが、そこから漏れる課もあるので、ここで各課を網羅しておく必要があると考える。</p>	<p>市民に対する講座・講演会については、担当部局で実施するため、原案の通りといたします。</p>
42	団体 I	16	<p>具体的事業No.7「男女平等に関する職員研修の実施」を「男女平等に関する市職員研修の実施」とし、事業の内容中の職員を市職員とする。</p> <p>【理由】対象が市の職員ということを明確にするため。 ※P28の再掲分についても同様</p>	<p>御意見を踏まえ、職員の呼称を市職員と修正いたします。</p> <p>【具体的事業 修正後】 男女平等に関する市職員研修の実施</p> <p>【事業の内容 修正後】 人権尊重の～(中略)～育成するために、市職員研修を実施する。 ※P28についても、同様に修正いたします。</p>
43	団体 I	16	<p>具体的事業No.8の担当課に生涯学習推進課を追加する。</p> <p>【理由】地域活動や社会活動等は生涯学習推進課の所轄事業に関係していると考えられるため。</p>	<p>御意見については、具体的事業No.5及びNo.30において実施するため、原案の通りといたします。</p>

No.	個人・団体	ページ	意見の内容	回答
44	団体1	16	<p>具体的事業No.10事業の内容2行目「…自主的な活動である女性問題啓発事業の実施に対して財政的支援を…」を「自主的な活動に対して支援を…」と変更し、担当課に男女平等推進センターと(全庁)を追加する。</p> <p>【理由】市民の自主的な活動を支援するのは財政的支援にとどまらず、様々な支援の形態があると考えため。</p>	<p>御意見につきましては、次の通り文言を修正いたします。</p> <p>また、担当課につきましては担当部局に修正いたしますので、男女平等推進センターも含めて協働推進部とします。</p> <p>なお、全庁を加筆することにつきましては、原案の通りといたします。</p> <p>【修正後】 ～自主的な活動に対して支援を～</p>
45	団体2	16	<p>具体的事業No.11 事業の内容 「…支援を行う。とともに参加者数の目標値〇〇とする」と下線部分を挿入する。</p> <p>【理由】第3次計画では「校区コミュニティの委嘱学級における男女平等に関する学習の参加者数」の目標値を令和元年1,290人としていたため、目標をはっきりし地域でも取り組みやすかったと思われる。今行動計画においても、目標値を明記してほしい。</p>	<p>事業の内容は具体的な取組を記載しますので、原案の通りといたします。</p> <p>なお、この講座の実績は白書において取組状況を管理してまいります。</p>
46	団体1	16	<p>第4章 施策の方向1 人権尊重のための男女平等の意識づくり 具体的事業を追加する。 具体的事業：「社会教育関係団体等への男女平等の啓発の促進」 事業の内容：「子ども会、PTA等の指導者に男女平等に視点を置いた慣習を実施するように促すとともに、関係団体等に情報提供を行う。」 担当課：「生涯学習課」</p> <p>【理由】社会教育分野の男女共同参画を進めるためにも、子どもに影響を与え得る社会教育指導者の男女平等意識の醸成を図るためにもこの事業が必要と考える。</p>	<p>具体的事業No.5に含むため、原案の通りといたします。</p>
47	団体1	17	<p>施策2 男女平等の視点に立った教育の実践 現状と課題 3行目以降を以下のように修正する。 しかし、子どもの男女平等意識は学校教育の場においてのみ啓発されるものではなく、家庭や地域における啓発ももちろんありますが、何といても教育の場での学習が最も重要であることは言うまでもありません。より若い世代が男女平等意識を高めていくことで、男女平等な社会が実現することから、不平等に対しより敏感になる教育が必要です。子ども教育に携わる人たちの無意識のうちに男女に決めつけや押し付けをすること：無意識の思い込み・偏見(アンコンシャス・バイアス)を正すことも重要であり、そのための研修も必要です。</p> <p>【理由】久留米市の現状からみて、今後の男女平等教育はこのような方向を目指すべきだと考える。</p>	<p>家庭、地域、学校での教育の重要性や、若い世代からの教育の必要性、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)を正すこと等についても含んでおりますので、原案の通りといたします。</p>

No.	個人・団体	ページ	意見の内容	回答
48	団体1	17	<p>施策2 男女平等の視点に立った教育の実践 現状と課題 3行目から4行目まで「市民の「学校教育の学校教育の場」における…固定的な性別役割分担意識の解消も進んでいます。」の根拠として、今回の市民意識調査の結果を記載する。</p> <p>【理由】どの程度進んでいるのかを具体的に表すべき。</p>	市民意識調査の結果を資料として添付しますので、原案の通りといたします。
49	団体2	17	<p>施策2 男女平等の視点に立った教育の実践 現状と課題 5行目「…男女の平等感はいへん高く…」の下線部分を削除する。</p> <p>【理由】PIIで示されているように、平等感の現状値は65.2%であり、他より高い数値ではあるが、法令上から100%平等であるべきなのに、男女別の取り扱いや男性優遇が残っているために、62%しか平等と感じないのではないとも言える。したがって、たいへん高いとは言えないのではないかと。</p>	御意見を踏まえ、「たいへん」を削除します。
50	団体1	17	<p>施策2 男女平等の視点に立った教育の実践 現状と課題 6行目の「アンコンシャス・バイアス」を「無意識の思い込み・偏見(アンコンシャス・バイアス)」に変更する。</p> <p>【理由】国の計画で使用されている言葉ではあるが、市民には馴染みがない言葉であり、分かりやすく書いてもらいたい。 ※P24の現状と課題の6行目も同じ</p>	<p>御意見を踏まえ以下のとおり修正いたします。</p> <p>【修正後】 無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス) ※P24も同様に修正いたします。</p>
51	団体4	17	<p>具体的事業No.12 男女平等教育の実施及び情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士不足を解消してほしい。そのためには保育士の勤務条件を改善することが一番だと思う。</li> <li>・核家族が増え、祖父母から親から孫への子育ての文化が継承しにくくなっている。次世代に伝えたい大事な子育ての文化を取り上げてほしい。</li> <li>・幼稚園では、男女平等教育がスムーズに行えない実態があるのではないかと思われたので、幼稚園にも男女平等教育の必要性を強く伝えてほしい。(数年前の保育園・幼稚園の男女平等に関する実態調査から)</li> </ul>	<p>貴重な御意見として参考にさせていただきます。</p> <p>なお、保育士不足につきましては、具体的事業No.38で実施いたします。</p> <p>幼稚園においては、男女平等教育を行っていますが、今後も継続的に実施していただくよう取り組んでまいります。</p>
52	団体1	17	<p>具体的事業No.13の担当課の男女平等政策課を削除する。</p> <p>【理由】男女平等政策課は各課の男女平等推進事業実施にあたって必要に応じ助言をする役割を担うものであり、この事業の主体は学校教育課と教育センターであると考えます。</p>	<p>御意見を踏まえ、修正いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担当課から男女平等政策課を削除</li> </ul>

No.	個人・団体	ページ	意見の内容	回答
53	団体2	17	<p>具体的事業No.13 6行目以降を「また、子ども達の男女共同参画の意識づくりを進めるための教材(副読本)について、<u>幼稚園・保育園・小中学校の現場での十分な検討をおこない、活用していく。</u>」と書き換えてほしい。</p> <p>【理由】検討をする教材や担当者が誰なのか明記されていないので、現場の声や実態を十分踏まえた検討をすることを書き込んでもらいたい。</p>	副読本を含め様々な教材と捉えております。また、作成に当たっては現場の教職員の御意見をいただきながら取り組んでまいりますので、原案の通りといたします。
54	団体4	17	<p>具体的事業No.13 男女共同参画教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女平等教育の進んでいる他市や諸外国の実践に学び、まったなしの男女平等教育が久留米市で展開されることを願っている。</li> <li>・中学の道徳教科書では、偉人として男性が多く取り上げられている。副読本の改定には女性も男性も同じように取り上げてほしい。</li> <li>・男女平等教育の公開授業をしてほしい。以前は市民も参加できていたので、ぜひまた参加できるようにしてほしい。</li> </ul>	貴重な御意見として参考にさせていただきます。
55	個人3	17	<p>具体的事業No.13 男女共同参画教育の推進</p> <p>事業の内容には、「教職員の意識向上を図る」「教材の検討」があげられている。答申では、学校での「男女平等の視点に立った教育」として、「発達段階に応じて継続的に学ぶことができるような取組を要望する」としている。素案にも「教育活動全般における男女共同参画教育を推進するために」と書かれているので、男女共同参画教育の目的や内容、時間確保などについての共通理解と各学校での進め方について記述を追加してもらいたい。</p>	具体的な取組や進め方については、本計画に基づいて担当課が行ってまいりますので、原案の通りといたします。
56	個人3	17	<p>具体的事業No.14は、制服の選択制の検討が具体的事業となっているが、「男女共同参画の視点での学校環境や慣行の見直し」などに変更して、制服だけでなく校則や学校の中にある性別分化をなくすような取組を推進してもらいたい。</p> <p>【理由】差別をなくすには、実態を変えることと差別認識を育てることの両面が必要だと同和・人権教育の中で言われている。女性差別をなくす道筋も同じで、男女を理由なく分けたり順番を付けたりする環境を是正する取組と共に、子どもたちの思い込みを取り除きジェンダー平等の意識を育てる授業を保障すべきと考える。教職員の意識と教材は、教育条件としてとても大切なことだが、教材を使って教職員がどこでどのように教えていくのか、カリキュラムを作成して誰もがジェンダー平等を学べるように計画してもらいたいと考え提案した。</p> <p>なお、「男女共同参画教育」の名称については、答申で変更を求めているが、変えない場合は、男女共同参画基本法に則して名称についての共通理解を図るよう努めてもらいたい。</p> <p>『「男女共同参画」は文字通り共に意思決定に関与するという意味であるから性別に関する平等(男女平等・ジェンダー平等)を実現するための手段と解される。男女共同参画基本法の「男女共同参画社会の形成」の定義内容は、「均等に政治的・経済的・社会的および文化的利益を享受することができる」としているので同義語として解される』(要約引用:男女共同参画政策—行政評価と施設評価 内藤和美・山谷清志 編著)</p> <p>一般的には、手段が教育目的にはなりにくいので、教育内容が伝わりやすい名称への変更も今後の課題として検討を要望する。</p>	<p>この事業は、大きな課題である「制服の選択制の導入」としているため、原案通りとさせていただきます。</p> <p>ただし、御意見のあった学校環境の慣行の見直しについては、具体的事業No.13において男女共同参画教育の推進と、教職員の意識向上が必要であるため、引き続き取り組んでまいります。</p>

No.	個人・団体	ページ	意見の内容	回答
57	団体2	17	<p>具体的事業No.14 4行目、「性別で分けられない制服の選択制導入を検討する」を「選択ができるようにする」に変更してほしい。</p> <p>【理由】久留米では、市に対して制服の検討を要望して3年以上が経過している。すでに、希望があれば選択できる学校もあり、全生徒に選択ができるように学校の規則を変える学校も出てきている。教育委員会内部でも検討されている状況があると聞いているので、「選択を可能にする」段階に入っていると考える。</p>	御意見の事項を含んで取り組んでおりますので、原案の通りといたします。
58	個人1	17	<p>具体的事業No.14 制服が理由で不登校になっている子どももいるので、制服の選択制については急いで検討してほしい。</p>	貴重な御意見として参考にさせていただきます。 なお、子ども達が安心して学校生活が過ごせるよう、しっかり取り組んでまいります。
59	団体1	17	<p>具体的事業に「学校における進路指導・キャリア教育の充実」を追加する。</p> <p>【理由】第8回久留米市男女平等に関する市民意識調査報告書によると、「これから、性別にかかわらず誰もが個性や能力を發揮できる社会にしていくために、あなたは、学校教育の場でどのような事に力を入れたらよいと思いますか」の問いに対して、平成26年度同様1番多いのが「働くことや経済自立についての大切さを教える」で54.4%、2番目が「性別にかかわらず能力を生かせるよう、生活指導や進路指導において配慮する」45.0%になっている。このことは、経済自立の重要性とそのための進路指導やキャリア教育の充実が求められていることを示している。そのため、現行動計画No.16を入れるべきである。</p>	キャリア教育については既に各学校で取組が進んでいることと、具体的事業No.13において「男女共同参画教育の推進」としているため、原案通りといたします。
60	団体1	18	<p>施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進 3行目から下記のように書き換える。 しかし、残念ながら我が国は先進国の中でも類を見ない程男女格差が開いていることの調査データが公表されています。男女共同参画社会は「男女の人権の尊重」「社会経済情勢の変化への対応」を同時に達成しようとするものであることから、国は女性をターゲットにしたポジティブアクションの女性活躍を推進しています。これまで最も主たる政策として「意思決定への参画」があげられてきており、本市においても同様に強調してきましたが、これは男女平等な地域社会づくりを進める上では多様な政策の軸の一つにすぎません。女性が活躍することを妨げる前提条件をなくす政策とともに、次に掲げる政策を推進することが必要です。</p> <p>【理由】ジェンダー平等の実現という課題の中で政策を推進することが可能な手段を目的につなぐことを前面に書くことが望ましい。</p>	御意見のような課題を踏まえた女性活躍の促進の意義や効果を含んでおりますので、原案の通りといたします。
61	団体1	18	<p>施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進 9行目の「性別役割分担」を「性別役割分担意識」に変更する。</p> <p>【理由】他は性別役割分担意識による慣習や慣行となっており、表現を統一するため。</p>	御意見を踏まえ、次の通り修正いたします。  【修正後】 固定的な性別役割分担意識による～

No.	個人・団体	ページ	意見の内容	回答
62	団体2	18	<p>施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進 1～10行目「均等」の言葉を「平等」に置き換えること。</p> <p>【理由】男女平等な社会をめざす行動計画において「均等」の言葉は適切ではない。</p>	<p>「均等」及び「対等」の語句は、男女共同参画社会基本法第2条における男女共同参画社会の形成の意義に類似した趣旨が記載されていますので、原案の通りといたします。</p>
63	団体1	19	<p>具体的事業No.16の事業名の末尾の促進を推進とする。</p> <p>【理由】審議会等委員を任命するのは市であり、事業主体が市であるため。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下の通り修正いたします。</p> <p>【修正後】 具体的事業No16の名称「審議会等への女性の登用の推進」</p>
64	個人3	19	<p>具体的事業No.16事業の内容に、「働きかけだけではなく選考方法や委員構成の見直しを具体化する」を盛り込んでもらいたい。</p> <p>【理由】現状と課題に「男女双方の意識改革」やポジティブアクションによる実効性のある取組」があげられているので、事業の内容に明記したほうが分かりやすいと思う。</p> <p>答申では、登用率からその内実や参画の意義について一歩前進した取組を要望している。登用された人が、「発言する機会が少なかったり、発言しにくい雰囲気があったりするとすれば、参画率が高まった意味が薄れてしまう」と会議の進め方を工夫するように共通理解を図ることや、「女性の活躍を阻害しない男性側の意識改革」を求めている。また、「議会をはじめとする政治分野への参画も遅れており、参政権や選挙権に関する啓発、主権者教育にも力を入れたい」と具体的な方策を示している。これは、講座の開催の際に具体化してほしい内容である。「女性の登用は、共同参画社会に向けた環境整備の第一歩であり、性別にかかわらず、さまざまな立場の市民の声に配慮した行政施策の実現につなげていきたい」とダイバーシティを視野に入れた参画の方向性を示しているため、それぞれの担当課で、これを念頭に置いて取組を進めてほしい。</p>	<p>御提案の趣旨については、事業の内容に含んでおりますので、原案の通りといたします。</p>
65	団体1	19	<p>具体的事業No.17の事業名の末尾と事業の内容中の促進を推進とする。</p> <p>【理由】市職員の管理・監督職を登用するのは市であり、事業主体が市であるため。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下の通り修正いたします。</p> <p>【修正後】 具体的事業No17の名称「市女性職員の役職者等への登用の推進」 事業の内容「…市における男女共同参画を推進する。」</p>
66	団体1	19	<p>具体的事業No.18の担当課に農政課を追加する。</p> <p>【理由】農業委員候補者の選任は農政課が担当しており、日頃から連携して女性農業委員の確保に向けた働きかけがなされていると考えるため。</p>	<p>農政課では、女性農業者の人材育成や意識啓発に努めております。女性農業委員の人材確保に向けた取組は農業委員会で行っているため、原案の通りといたします。</p>

No.	個人・団体	ページ	意見の内容	回答
67	個人3	19	<p>具体的事業No.20事業の内容に、「女性の活躍を阻害しない男性側の意識改革や進め方の工夫」を盛り込んでほしい。</p> <p>【理由】現状と課題に「男女双方の意識改革」や「ポジティブアクションによる実効性のある取組」があげられているので、事業の内容に明記したほうが分かりやすいと思う。</p> <p>答申では、登用率からその内実や参画の意義について一歩前進した取組を要望している。登用された人が、「発言する機会が少なかったり、発言しにくい雰囲気があったりするとすれば、参画率が高まった意味が薄れてしまう」と会議の進め方を工夫するように共通理解を図ることや、「女性の活躍を阻害しない男性側の意識改革」を求めている。また、「議会をはじめとする政治分野への参画も遅れており、参政権や選挙権に関する啓発、主権者教育にも力を入れたい」と具体的な方策を示している。これは、講座の開催の際に具体化してほしい内容である。「女性の登用は、共同参画社会に向けた環境整備の第一歩であり、性別にかかわらず、さまざまな立場の市民の声に配慮した行政施策の実現につなげていきたい」とダイバーシティを視野に入れた参画の方向性を示しているため、それぞれの担当課で、これを念頭に置いて取組を進めてほしい。</p>	御提案については、具体的事業No.16に含んでおりますので、原案の通りといたします。
68	団体1	19	<p>具体的事業No.20の担当課に(全庁)を追加する。</p> <p>【理由】女性人材の育成は幅広い分野に亘っており、主として男女平等推進センターが担うものの、それぞれの課が業務を通じて人材育成を行うべきと考える。</p>	御意見の事業は、第3次男女共同参画行動計画・第2期実施計画の事業No.33と同様であり、市民に対する講座の開催等の具体的な事業は男女平等推進センターが担当課となるため、原案の通りといたします。
69	団体1	19	<p>具体的事業として「市補助金交付団体の男女共同参画促進」を追加する。</p> <p>【理由】補助金交付団体は率先してその運営に市の政策方針を反映すべきと考える。</p>	御意見の補助金交付団体については、各部局において現在も取組を進めていることから、原案の通りといたします。
70	団体1	20	<p>施策2 雇用の分野における男女共同参画の促進 現状と課題 3～6行目を以下のように修正する。 しかし、久留米市の女性労働の現状は極めて厳しく、職場における「男性優遇」と感じるのみでなく、女性であるが故の出産・育児、介護等の離職を余儀なくされている状況です。</p> <p>【理由】自分の生活に合わせて働き方を自ら選択するのではなく、非正規などの働き方を無意識のうちに強制されていることを明らかにするため。</p>	<p>御意見を踏まえ、次の通り修正いたします。</p> <p>【修正後】 しかし、～(中略)～仕事と家庭の両立のために非正規雇用での働き方をやむを得ず選択したりすることで～(省略)</p>
71	団体1	20	<p>施策2 雇用の分野における男女共同参画の促進 現状と課題 7行目の頭に「労働は生きていく上での基本となるものです。」を追加する。</p> <p>【理由】今回のコロナ禍でも如実に明らかになったように、労働のあり方こそが性差別の大きな要因であり、女性の貧困につながっていくものでもある。何より雇用環境の整備に取り組むべきと考える。</p>	<p>御意見を踏まえ、7行目に下記の文章を加えます。</p> <p>【修正後】 就業は生活の経済的基盤であるとともに自己実現に繋がります。働きたいと希望する～</p>

No.	個人・団体	ページ	意見の内容	回答
72	団体1	20	<p>施策2 雇用の分野における男女共同参画の促進 現状と課題 8行目の「女性のエンパワメントと」を削除する。</p> <p>【理由】エンパワメントするためには経済的バックグラウンドが必須であるため。</p>	<p>エンパワメントは女性自身の意識向上と潜在化している能力を引き出す趣旨で記載しており、必要な要素であると考え、原案の通りといたします。</p>
73	団体2	20	<p>施策2 雇用の分野における男女共同参画の促進 現状と課題 11行目「…進めて行く必要があります。」の後に、「労働者として、その義務と権利について、教育機関でのアプローチも必要となっています。」を挿入する。</p> <p>【理由】働くとは？といった基本的なことを学習しないまま、働いてきたように思う。公務員のように権利(使っていない人も多いと思う)が、どの職場でも保障されているわけではない。雇用面で、困った時にどこに相談するのか、その裏打ちとなる義務を知らず働くべき。学生の時分から知っておく必要がある。</p>	<p>全体的な労働行政の中で周知等に取り組んでいるため、原案の通りといたします。</p>
74	団体2	20	<p>具体的事業No.22事業の内容に下線部分を挿入する。 「女性の……育成する。特に高齢女性が就業可能な職場の開拓に努める。」</p> <p>【理由】高齢女性の貧困解消のためには、働きたい人が働けるようにする必要がある。年金額が低く、生活が困難で就労せざるを得ない実態もある。年金制度の改正だけでなく、就業機会を増やす必要があると考える。</p>	<p>男女平等推進センターは、男女平等推進の拠点として女性のエンパワメントやスキルアップのための講座を行っております。 職場のマッチングや情報提供については、ハローワーク等で行っていることから、原案の通りといたします。</p>
75	団体1	20	<p>施策2 雇用の分野における男女共同参画の促進 具体的事業として「男女労働者の現状把握のための雇用・賃金実態調査の実施」を追加する。</p> <p>【理由】今回のコロナ禍で、非正規で不安定な女性の雇用形態による解雇や収入減と厳しい状況が顕著に表れた。これらの問題解決のためには男女別の就労、賃金等の実態を把握することが不可欠であり、男女格差の是正に向けた施策を実施するためにも第一歩となる調査を実施するべきと考える。</p>	<p>御意見の事項につきましては、国・県の調査結果等の活用を検討しており市単独での調査は予定していないため、原案通りといたします。</p>
76	個人3	20	<p>具体的事業No.23は「事業所及び労働者に対する男女雇用機会均等法等の周知と女性のディーセントワークへの支援」に変更してほしい。そして、事業の内容に、働く上で必要な労働問題や労働法制度や税制度、社会保障制度などについて、労働者のもとより、中学生・高校生・大学生の学年に応じた労働教育を実施することを盛り込んでもらいたい。</p> <p>【理由】コロナ禍で女性の労働環境は著しく悪化しており、女性の働き方は女性の活躍とは程遠いものがある。コロナ以前でも、賃金は男性の半分、女性労働者の7割が非正規労働で雇止めや解雇といった生活を脅かされる状況に置かれ、立場の弱い労働者としてハラスメントの被害も多いことが指摘されている。答申では、「女性活躍を阻む男性中心型労働慣行の見直しと人権意識に基づいた職場づくりが求められている」として、「女性活躍推進法などを活用したポジティブアクションを進める事業や研修を要望」している。これは、ILOが目標に掲げている「働きがいのある人間らしい仕事」(ディーセントワーク)の実現を求めることだということができる。働く人も人間らしく働く権利があることや労働者を守る法律や仕組みがあることを知ることが必要である。また、義務教育の過程で、これから社会に出るために必要な情報を学ぶ必要がある。働く意味や意義、労働法について学ぶ事業を積極的にすすめていくよう要望する。</p>	<p>御意見の事項を含んで取り組んでおりますので、原案の通りといたします。</p>



No.	個人・団体	ページ	意見の内容	回答
77	団体2	20	<p>施策2 雇用の分野における男女共同参画の促進            具体的事業に、働く上で必要な労働問題や労働法制度や税制度、社会保障制度などについて、中学生・高校生・大学生の学年に応じた労働教育を実施と、「学生に対する就労前講座の実施」を追加し、専門の講師からの研修・啓発を行うようにする。</p> <p>【理由】            義務教育の過程で、これから社会に出るために必要な情報を学ぶことはとても大切だと考える。また昨今は、不登校のまま義務教育を終え、アルバイトや派遣などで仕事をする人もいるため、雇用の場でも同じような労働法等の知識の習得の機会の確保は重要と考えるため、事業の追加をしてもらいたい。            働くことは生活基盤を安定させるために大変重要で自立のためにも学生への啓発や働いている人への情報提供はまだ不足しており早急に対応してもらいたい。現状では、就職しても提示された当初の労働条件と違う、「労働条件通知書」を受けた学生はおよそ60%、「給与明細書」の見方もわからない等の課題も報道されている。不利な働き方をさせられないようにするため、仕事に対する責任ややりがいを男女とも同等に持てるようにするため、働くことの法律や意義を就労前に認識する事が必要だと考える。</p>	<p>全体的な労働行政の中で周知等に取り組んでいるため、原案の通りといたします。</p>
78	団体1	21	<p>施策2 雇用の分野における男女共同参画の促進            具体的事業に「労働相談の充実」、内容「解雇等の緊急を要する事態の対応を行う」、担当課「労政課」を追加する。</p> <p>【理由】今回のコロナ禍で、非正規のみならず不安定な女性の雇用形態による解雇や収入減と厳しい状況が顕著に表れた。これからの問題はコロナ禍の下でのみ起きるものではなく、問題解決のためにはタイムリーに相談できる常設の相談窓口が必要と考える。</p>	<p>解雇や雇用主とのトラブル等の相談の実施、あっせんは国・県の管轄であり、市町村には実施する権限がありません。市にこのような相談があった際には、市内にある国・県の窓口を速やかに案内しておりますので、原案の通りといたします。</p>
79	団体1	22	<p>施策3 農業・商工自営業における男女共同参画の促進 現状と課題            1行目「本市では農業等に従事する女性の多くは補助的な立場で働いており、経営に参加している女性は少ない…」の根拠となる市民意識調査の数値等を記載する。</p> <p>【理由】農業等における女性の経営への参画状況を具体的に表すべきと考える。</p>	<p>市民意識調査で確認し、データは別冊に添付しておりますので、原案の通りといたします。</p>
80	団体1	22	<p>具体的事業No.27「…家族経営協定の推進」を「…家族経営協定の促進」とする。また、事業の内容中の「推進」も「促進」とする。</p> <p>【理由】市は農業者が家族経営協定を申請するのを促す立場のため。</p>	<p>市で策定する「久留米市食糧・農業・農村基本計画」に基づき、市の施策として推進としておりますので、原案の通りといたします。</p>
81	団体1	22	<p>具体的事業No.29の担当課は新産業創出支援課を男女平等推進センターの上に記載する。</p> <p>【理由】起業(創業)支援を担当する新産業創出支援課が主体となって行う事業であると考え。</p>	<p>記載順に優先順位は無く、行政組織規則に準じておりますので、原案の通りといたします。</p>
82	団体1	23	<p>施策4 家庭・地域における男女共同参画の促進 現状と課題            3～4行目の根拠となる市民意識調査の結果を記載する。</p> <p>【理由】女性の家事負担が軽減されていないことを具体的に表すべきと考える。</p>	<p>市民意識調査の結果を資料として添付しますので、原案の通りといたします。</p>

No.	個人・団体	ページ	意見の内容	回答
83	団体1	23	<p>施策4 家庭・地域における男女共同参画の促進 現状と課題 5行目の「また、」を削除し、8行目の最後に「また、地域での役割分担を変えていくためには、意識が変わるのを待つことなく、現状が変わらない地域の構造の変革こそが重要です。」を追加する。</p> <p>【理由】意識は、例えば法律や仕組みが変わると比較的早く変わっていくことは、様々な事例から明確である。現在、意識の啓発が重点的に取り組まれているが、構造を変える仕組みづくりが必要だと考える。</p>	<p>校区コミュニティ組織をはじめとする地域コミュニティ組織は、住民主体の自主・自立の団体であり、市が主体的に地域の組織変革を行うことができないため、原案通りとします。</p> <p>今後も校区まちづくり連絡協議会や校区コミュニティ組織と協力・連携しながら、地域における男女共同参画社会の実現に向けた働きかけを行ってまいります。</p>
84	個人3	23	<p>施策4 家庭・地域における男女共同参画の促進 現状と課題 家事時間のあからさまな不平等について課題意識を持ち男性の家事労働への参画が課題とされたことが役割の固定化を是正する一歩となるように期待している。しかし、「女性が地域の役職に就く事に対し知識や経験の不足、家事・育児・介護への影響を理由に断っていることから、地域活動における女性リーダーの育成・・・」は、女性の意識に問題があると受け取られるため削除修正してほしい。</p> <p>【理由】「リーダーは男性が向いている」という社会通念や家事のほとんどを女性が担っている実態が女性の参画を阻んでいると考える。答申では、「地域の女性参画を進めるには、女性部や女性委員会などが担ってきた性役割に基づく慣行を排し、男女共同参画を推進する機能を付加するなど、制度の改革を進めることが必要だと考える。また、会の代表を会長に拘らず、男女ペアで選ぶ、男女交互に出すなどの工夫も市から提案していくことが積極的な施策として考えられる。」としている。慣行・慣習の是正を目指す仕組みづくりを進めてほしい。</p>	<p>御意見を踏まえ、現状と課題の第3段落を次の通り修正いたします。</p> <p>【修正後】 また、地域では、～(中略)～取り組みました。しかしながら、多くの女性が、地域の役職に就くことに対して、「男性優位の組織運営になっている」「家事、育児、介護に支障が出る」など、地域の環境や家庭環境を理由に参画しづらい状況になっています。今後は、地域において男女共同参画の理解を深めるとともに地域活動における女性リーダーの育成と男性の家事や育児、介護などへの積極的な参画を進めていくことが必要です。</p>
85	団体2	23	<p>具体的事業No.31 事業の内容 「・・・自治会活動や支え合い推進会議などの地域活動における・・・」と下線部分を挿入する。</p> <p>【理由】具体的に地域活動を示すことで、男女共同参画のイメージがしやすく、参画率を向上させる仕組み作りなどの検討ができるのではないかと考える。</p>	<p>地域では多種多様な活動が行われており、そこに参画できる女性人材の育成と考えているため、原案の通りといたします。</p>
86	個人3	23	<p>具体的事業No.32には、答申で提案しているように、参画できるような地域の意識が企画を進める研修と仕組みづくりを取り入れる。</p> <p>【理由】「リーダーは男性が向いている」という社会通念や家事のほとんどを女性が担っている実態が女性の参画を阻んでいると考える。答申では、「地域の女性参画を進めるには、女性部や女性委員会などが担ってきた性役割に基づく慣行を排し、男女共同参画を推進する機能を付加するなど、制度の改革を進めることが必要だと考える。また、会の代表を会長に拘らず、男女ペアで選ぶ、男女交互に出すなどの工夫も市から提案していくことが積極的な施策として考えられる。」としている。慣行・慣習の是正を目指す仕組みづくりを進めてほしい。</p>	<p>御意見の事項を含んでおりますので、原案の通りとさせていただきます。</p>
87	団体2	23	<p>具体的事業No.33「・・・地域の防災力の向上を図る。」の後に、「また、災害時において女性の視点での避難所づくり等での取組を強化する。」を挿入する。</p> <p>【理由】「防災力の向上」という言葉だけでは、女性の活躍を評価できるのか不安。災害時に一番大変な思いをするのが女性・高齢者・子どもと聞くので、災害時のことも盛り込んでほしい。</p>	<p>御意見を踏まえ、次の通り修正いたします。</p> <p>【修正後】 「～防災力の向上を図る。また、災害時における避難所については男女共同参画の視点で運営されるよう取組を進める。」</p>

No.	個人・団体	ページ	意見の内容	回答
88	個人3	23	<p>具体的事業No.33では「様々な活動への女性参画」と合わせて「意思決定過程への女性参画」を追加する。</p> <p>【理由】「リーダーは男性が向いている」という社会通念や家事のほとんどを女性が担っている実態が女性の参画を阻んでいると考える。答申では、「地域の女性参画を進めるには、女性部や女性委員会などが担ってきた性役割に基づく慣行を排し、男女共同参画を推進する機能を付加するなど、制度の改革を進めることが必要だと考える。また、会の代表を会長に拘らず、男女ペアで選ぶ、男女交互に出すなどの工夫も市から提案していくことが積極的な施策として考えられる。」としている。慣行・慣習の是正を目指す仕組みづくりを進めてほしい。</p>	御意見の事項を含んで「女性の参画」としておりますので、原案の通りとさせていただきます。
89	団体4	23	<p>施策4 家庭・地域における男女共同参画の促進 まちづくり、地域活動における男女共同参画の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の役員は、男性が多い。仕事を退職した男性が、地域の役員は推薦か自分が申し出る。そのまま役を長く続けられる。発言権が強い。</li> <li>・女性の地域の役員は少ない。催し物に対する発言権が少ない。役職は自分が手を上げないと推薦されない。もっとリーダー（自治会長など）を増やすことが必要。1つの自治会だけでなく、校区行事でも、男性中心で物事が進んでいる。</li> <li>・若年層の育成では働いている人が多いので、時間帯を考えたり、家族の協力が必要である。</li> </ul> <p>若いうちから地域のことに参加するきっかけ、(学校の役員から…、自治委員の延長から…)続ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・久留米市の男女平等推進センターに関わり、学習されている方は地域の役に就いてみてはどうか。なかなか景色が変わらない。</li> </ul>	貴重な御意見ありがとうございます。
90	団体1	24	<p>施策5 ワーク・ライフ・バランスの実現 現状と課題 7～8行目の「少子高齢化が…女性の活躍も進みます。」を「女性が働き続けるためには、ワーク・ライフ・バランスを実現し、性別にかかわらず誰もが働きやすい職場を作ることが必要です。また、男性中心型労働慣行を変革し、多様で柔軟な働き方を実現することで企業の優秀な人材確保を促し、経済の活性化に寄与します。」と書き換える。</p> <p>【理由】この計画においては、ワーク・ライフ・バランスの実現は、女性の就業継続を第一の目的とすべきと考える。</p>	<p>御意見を踏まえ以下の通り修正いたします。</p> <p>【修正後】 少子高齢社会が進む中、女性が働き続けるためには、ワーク・ライフ・バランスを実現し性別に関わりなく誰もが働きやすい職場を作ることが必要です。また、男性中心型労働慣行を変革し多様で柔軟な働き方を実現することで、優秀な人材の確保を促します。その結果、女性の活躍が推進され、経済の活性化につながります。</p>
91	団体2	24	<p>施策5 ワークライフ・バランスの実現 現状と課題 11行目「…があります。」の後に、「そのためには、ある一定程度の人数の方々講座に参加できるように、広報に努めます。」を挿入する。</p> <p>【理由】良い講座を開催しても、参加者が少なければ宝の持ち腐れになると思うので、周知徹底を図り、講座受講者を増やすよう努力してほしい。</p>	<p>御意見については、原案の通りといたします。</p> <p>なお、講座に対する広報・周知徹底は、事業を行うにあたってしっかりと取り組んでまいります。</p>
92	個人5	25	<p>両立支援制度の充実の具体的事業に。以下を追加する。 具体的事業「仕事と介護の両立」 事業の内容「介護離職防止、負担軽減に向けた相談・情報提供、家族介護教室の開催」</p>	<p>御意見につきましては、具体的事業No.35に含んでいるため、具体的事業No.35の「事業の内容」を次の通り修正いたします。</p> <p>【修正後】 企業の経営者の働き方改革に関する意識改革と職場環境の改善を図るための啓発を実施する。また、仕事と出産・育児・介護等の両立が可能な社会の実現のため、テレワークなど柔軟な働き方に取り組む事業所への支援を行う。</p>

No.	個人・団体	ページ	意見の内容	回答
93	個人1	25	<p>「ワーク・ライフ・バランスの実現」の中に「子どもを預かります」という事業がでてきているが、長時間労働を推奨するのがワーク・ライフ・バランスではない。また、介護に関することや、独身で子どもがいない場合を想定した内容が入っていない。組み立てを考えてほしい。</p>	<p>貴重な御意見ありがとうございます。 御意見につきましては、仕事と家庭の両立支援を目的とし、多様な働き方を可能とする環境整備として取り組んでいます。 一方、長時間労働を防止し、誰もが仕事と家庭が両立できるよう、企業等が働き方改革を進めワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、意識改革や啓発に取り組んでまいります。 なお、介護につきましては介護離職防止の趣旨を含み、事業No.35を修正しております。</p>
94	個人2	26	<p>施策の方向Ⅲ 女性に対するあらゆる暴力の根絶 前文 性暴力被害をめぐる今日の情勢を加筆するべきである。</p> <p>【理由】 令和2年6月には、国は「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を示しており、また、前年の令和元年には福岡県は性暴力根絶条例を定め、市の責務を明記する等久留米市が市として今後の性犯罪や性暴力対策を定めるに際してふまえないといけない最近の国、県の動きが反映されていないため。 &lt;文案&gt;5行目「女性に対する暴力の根絶は」～7行目について 「女性の人権が尊重され尊厳をもって安全に安心して生きることができている社会の実現のためには、女性に対する暴力の根絶が不可欠であり、社会が克服すべき重要な課題です。 令和元年6月、児童虐待の背景にDVが潜んでいることの問題意識からDV防止法が改正され、DVと児童虐待対応の連携・協力の強化が明記されました。 また、性暴力問題については、被害者を孤立させないフラワーデモの全国的な広がりなどの中、刑法改正に向けた検討会の開催や、令和2年6月の「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を示す等、性犯罪性暴力をめぐる動きが活発になってきています。 また、福岡県は、令和元年3月に「福岡県性暴力根絶条例」を施行しましたが、当条例において、性暴力の根絶に向けた取組みの推進を市の責務として明確化しました。</p>	<p>御意見を踏まえ、P26の第2～4段落を次の通り修正いたします。</p> <p>【修正後】 暴力の背景には、固定的な性別役割分担意識や暴力を容認する意識、男女間の社会的、経済的格差等があります。女性の人権が尊重され尊厳をもって安全に安心して生きることができている社会のためには、女性に対する暴力の根絶は不可欠であり、社会が克服すべき重要な課題です。 最近では、DVと子どもへの身体的虐待が同時に起こることによる痛ましい事件が発生し、児童虐待の背景にDVが潜んでいることが明らかとなりました。このことから、令和元年6月に「DV防止法」が改正され、関係機関におけるDV対応と児童虐待対応の連携強化が明記されました。 また、性暴力の問題については、ICTの進化やSNS等の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、女性に対する暴力の被害は一層多様化するなど、迅速な対応が必要とされています。国においては令和2年6月の「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、令和2年度から4年度までの3年間を、性犯罪、性暴力対策の「集中強化期間」として実行性のある取組を推進することとしています。</p> <p>※なお、性暴力の情勢や県の現状につきましては、P2の「2これまでの経緯」における福岡県の取組を次の通り修正いたします。</p> <p>【P2修正後】 福岡県においては、昭和55（1980）年に「婦人問題解決のための福岡県行動計画」を策定し、女性の地位向上の取組を進めてきました。「男女共同参画社会基本法」制定後、同法に基づき、平成13（2001）年に「福岡県男女共同参画推進条例」を制定、平成14（2002）年には「福岡県男女共同参画計画」を策定し福岡県の男女共同参画に関する施策を推進してきました。平成18（2006）年に「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定し、さらに、平成31（2019）年には「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」を制定し、女性に対する暴力根絶に向けて取り組んでいます。令和3（2021）年3月に「第5次福岡県男女共同参画計画」及び「第4次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」を策定し、男女共同参画に関する施策を総合的、計画的に推進しています。</p>
95	団体2	26	<p>施策の方向Ⅲ 女性に対するあらゆる暴力の根絶 7行目に下線部分を挿入する。 令和元年6月に、児童虐待の背景にDVが潜んでいることの問題意識から「DV防止法」が改正され、DVと児童虐待対応の連携・協力が求められています。また、性暴力問題については、フラワーデモなど刑法改正に向けた動きの中、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が活発になってきています。福岡県では令和元年3月に「福岡県性暴力根絶条例を施行し、市の責務として性暴力根絶におけた取組を求めています。」</p> <p>【理由】 性暴力被害をめぐる国・県の動きを踏まえた上で、市として今後の性犯罪・性暴力対策が求められる。</p>	

No.	個人・団体	ページ	意見の内容	回答
96	個人2	26	<p>3 施策の方向Ⅲ 女性に対するあらゆる暴力の根絶」 前文 「ICTやSNS等の通信技術を使った新たなコミュニケーション…相談対応の充実が求められています」を削除する。</p> <p>【理由】喫緊の課題は、例えば子どもたちに対する暴力の視点に立った性教育の実践など多様に存在しており、この問題だけを書き込むのはバランスが悪く、違和感がある。むしろ具体的な事業に明記すべきことと考える。</p>	<p>従来にない近年の課題であるため、原案の通りといたします。 なお、御意見の性教育の実践につきましては、具体的事業No.15「健康教育や性教育の指導の充実」に含んでおります。</p>
97	団体1	26	<p>施策の方向Ⅲ 女性に対するあらゆる暴力の根絶 13行目「…支援…」を「…切れ目のない支援…」に変更する。</p> <p>【理由】当事者の支援は安全確保に配慮し、保護から生活の自立まで切れ目のない支援が必要と考える。</p>	<p>御意見の通り修正いたします。</p> <p>【修正後】 ～切れ目のない支援～</p>
98	個人2	26	<p>施策の方向Ⅲ 女性に対するあらゆる暴力の根絶 目指す姿 1行目「その背景には」の後に「社会に蔓延する暴力を容認する意識と」を挿入する。</p> <p>【理由】女性に対する暴力の重大な要因は、暴力を容認する意識と固定的な性別役割分担意識であるが、ここには暴力を容認する意識のことが明記されていないため。</p>	<p>御意見の通り、「目指す姿」を次の通り修正いたします。</p> <p>【修正後】 「DVや性暴力等の～(中略)～人権問題であることと、その背景には、暴力を容認する意識と固定的な性別役割分担意識から～(省略)」</p>
99	団体1	26	<p>施策の方向Ⅲ 女性に対するあらゆる暴力の根絶 目指す姿 2行目「経済的な格差」の後に「暴力を容認する意識」を挿入する。</p> <p>【理由】DVを起こす要因のひとつは社会に根付いている暴力を容認する意識と考える。</p>	
100	団体2	26	<p>施策の方向Ⅲ 女性に対するあらゆる暴力の根絶 目指す姿 「重大な人権侵害であることと、その背景には暴力を容認する意識と固定的…」に下線部分を挿入する。</p> <p>【理由】女性に対する暴力の要因は、固定的な性別役割分担意識に加えて、暴力を容認する意識があると考え。</p>	

No.	個人・団体	ページ	意見の内容	回答
101	団体3	27	<p>第4次男女共同参画行動計画に「第3次DV対策基本計画」を包含することについて 第4次男女共同参画行動計画に「第3次DV対策基本計画」を包含することは止めて、第3次DV対策基本計画は別途作成すること。</p> <p>【理由】第4次行動計画に女性に対するあらゆる暴力の根絶を新たに付け加えたことの意義はあると考えるが、一方、全文を市のホームページに掲載する当行動計画に具体的なDV対策を掲載することは、DV対策として最も重視すべき被害者の安全と安心、関係職員や支援団体の安全を損なう、DV対策の根幹を揺るがす重大な問題である。 DV対策の当行動計画への記載に際しては、ホームページに掲載しても支障のない概括的な記載にとどめるべきと考える。 私たちは、次の第3次DV対策基本計画には、第2次DV対策基本計画をしっかりと検証し、これまでの施策を継承すると同時に、新たに増えてきている課題を次の施策に反映させなければならない。 しかし、当行動計画に記載されているDV対策は、被害当事者の安全や安心を堅持し、損なわれた尊厳を回復し、その心に寄り添い、将来に希望が持てる安全な生活再建を進める上での支援を網羅できているとは思えない。 私たちは、直接の被害当事者はもちろんのこと、同伴児、同伴者も被害当事者と考えている。これらのすべての被害当事者に対して目配りする内容のDV対策基本計画が欲しいと思っている。被害当事者が安全に安心して生き直していける、そのためのDV対策であってほしいと思っている。そのためには、これまでの施策を検証しもっと具体的な施策を網羅し共有できる基本計画として、別に定めるべきと考える。</p>	<p>これまでDV対策基本計画は、男女共同参画行動計画に掲げられた「DV対策の充実」を重点的かつ確実に推進するため、別途策定しておりました。</p> <p>第1次及び第2次DV対策基本計画において、職員の意識の向上とともに市庁内の支援体制も構築され、被害者の安全確保や支援策の維持継承など、全庁的な取組が進んできました。また、平成25年にはセーフコミュニティの国際認証を取得し、重点取組項目である「DVの防止」と「被害者の早期発見」の取組を進めてきた結果、暴力を容認しない意識啓発や被害者支援における庁内及び関係機関、団体等との連携や協働も図られるなど、一定の成果をあげています。</p> <p>また、DVは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の前文において、「配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。」と記載されています。 第3次男女共同参画行動計画・第2期実施計画の施策である「男女平等意識の啓発」や「男女平等の視点に立った教育の実践」「雇用の分野における男女共同参画の促進」「家庭・地域における男女共同参画の促進」「ワーク・ライフ・バランスの実現」「困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備」等々の取組は、DV対策基本計画の取組と重なります。このことから、DV対策基本計画は男女共同参画社会の実現を目指す男女共同参画行動計画と一体となって取り組んでいくことで相乗効果をもたらすものと考えます。</p>
102	個人3	6	<p>今回、「第3次久留米市DV対策基本計画」を第4次男女共同参画行動計画に含むと提案されているが、これは、別に策定されるべきと考える。第4次男女共同参画行動計画には、性差別に起因する性暴力被害根絶やDV被害についての大枠の対策を盛り込むに留めて欲しい。</p> <p>【理由】第1に、コロナ禍でDV被害が増えており、更にきめ細やかな久留米市の対策が必要な状況があること。 第2に、県では「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」が成立し、性暴力の根絶と被害者支援に関して、県、県民、事業者及び市町村の責務を明らかにした施策を定めて具現化しようとしている時期であること、国も令和2年6月に「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」実施工程を公表し、全省庁をあげて取組を進めようとしている時期であること。この2点からDV対策を男女共同参画行動計画に含めてしまうことは時期尚早ではないかと考える。先進的な取組を進めてきた久留米市ですが、DV被害根絶におけた市民への啓発にも悪影響を及ぼすのではないかと懸念するところである。 第3に、DV対策の実施項目を男女共同参画行動計画に含むことで、加害者に被害者の動向が分かり、当事者や職員・関係者に危険が及ぶことを危惧している。 令和2年度の久留米市男女平等政策審議会では、答申を作成するに当たってこの問題を議論しないまま、計画に盛り込まれることになる。審議会員としては、被害者に配慮できなかったことについて大きな責任を感じざるを得ない。 素案の段階で提案があったが、行動計画に合体させるという大きな変更については、審議会の部会・全体会での議論を経るべきであったと考える。</p>	<p>また、市の方針として、個別計画や組織等のスリム化や分かりやすい計画書づくりが掲げられています。多くの市民に、市の取組を理解していただくよう事業の厳選と分かりやすい表現で策定することが必要であること、さらにDVは男女平等の実現の妨げであり社会問題であることを理解していただくためにも、DV対策基本計画は男女共同参画行動計画の重要な施策の1つとして位置付け、一体となって取り組んでいくことが効果的であると考えます。</p> <p>以上のような理由から、原案のとおりといたします。</p> <p>一方で、新型コロナウイルス感染症の影響によるDVの増加や、解雇・雇止めによる貧困など、被害者の多くを占める女性がさらに困難な状況に置かれていることは本市も認識しております。また、面前DVによる児童虐待の増加に対して児童虐待対応とDV対応との連携強化が求められていることから、DV対策は市の重要な施策として今後も引き続き取り組んでまいります。</p>

No.	個人・団体	ページ	意見の内容	回答
103	個人2	27	<p>施策の方向Ⅲ 女性に対するあらゆる暴力の根絶 施策Ⅰ DVの防止及び被害者支援の充実 これを「第3次久留米市DV対策基本計画」と位置付けることを止めて、「第3次久留米市DV対策基本計画」は別に定めることを要望する。 或いは、誰が見ても当事者等の安全が確保できる内容でのまとめ直しをし、全庁で共有する具体的な事業は別冊にして作成することを要望する。</p> <p>【理由】市の行動計画に関するスリム化の基本方針があるとしても、人の命と安全に関わるDV対策基本計画については、本来なら別に定めるべきと考える。 しかし、市として現行動計画案の形で定めるとするならば、当事者等の安全を守る観点から本行動計画の内容、周知、また、実施状況報告の方法について慎重に再検討すること。</p>	NO.101と同じ回答
104	個人2	27	<p>施策Ⅰ DVの防止及び被害者支援の充実について、【第3次久留米市DV対策基本計画】を削除する。</p> <p>【理由】国の基本計画に基づくものである範囲にとどめ、久留米市としての第3次DV対策基本計画は、別に策定することが望ましいと考える。</p>	
105	団体1	27	<p>施策Ⅰ DVの防止及び被害者支援の充実【第3次久留米市DV対策基本計画】 【第3次久留米市DV対策基本計画】を削除し、「施策Ⅰ DVの防止及び被害者支援の充実」に変更する。 またタイトルの下の文章を「第3次久留米市DV対策基本計画(別冊)に基づき、啓発をはじめとして、安全確保を最優先として被害者への切れ目のない支援に全庁で取り組む。」として、P30までの具体的事業を削除する。</p> <p>【理由】男女共同参画行動計画やその実施計画はこれまで市のホームページに掲載されその実施状況は冊子にまとめられ配布されている。実施計画の担当課も記載されているため、当事者や関係者、市職員が危険な状況に置かれる可能性がある。第3次久留米市DV対策基本計画は今までどおり、別冊管理とし、その配布先も慎重に検討すべきと考える。</p>	
106	団体2	27	<p>施策Ⅰ DVの防止及び被害者支援の充実【第3次久留米市DV対策基本計画】 【第3次久留米市DV対策基本計画】を削除する。</p> <p>【理由】第4次男女共同参画行動計画に盛り込むDV対策の記述は、国の基本計画に基づく範囲にとどめ、第3次久留米市DV基本計画は別に策定することがのぞましい。この行動計画で施策が公開されることにより、具体的な施策や担当者などが加害者側に明らかにされ、安全性の担保が難しい。したがって、行動計画にもり込める内容は公開できるものに限られ、DV対策は、「第3次久留米市DV対策基本計画」として別に策定すべきである。</p>	
107	個人4	27	<p>DV基本計画を別冊でつくり、行動計画の中に入れ込むことについて</p> <p>改めて基本計画の女性に対する暴力の根絶の部分を見てみると、DV基本計画の内容はおおむね網羅されていますが、短い文章で具体的ではなく(上記の問題のように具体的には書けないという側面もあり)、どうしても現状や課題が見えにくいと思う。久留米市の特徴でもある、DV被害者支援システムの全容がわかる総合的な基本計画がすでにあるのに、止めてしまうのはもったいない。来年度でも現在のコロナ禍の課題も含め、訂正・スリム化したものをなんらかの形で作成できないかと思う。別に行動計画を作れば、全体の行動計画の中に入れ込むものについては吟味、選択もできると思う。合わせて配布や活用の仕方にも要検討ではあるが。</p>	

No.	個人・団体	ページ	意見の内容	回答
108	団体4	27	<p>施策1 DVの防止及び被害者支援の充実 DV被害者の支援…、女性に対する暴力をなくす運動…、被害者が自立して生活できるように支援はもちろんですが、性教育を位置付ける。 加害者(男性?)の考え方、行動をただす取り組みがなく、人権教育もできていない。 もっと根本的に性教育が必要である。(PI7に少し) 小学校(幼児からも)性教育の取組が、今、どれだけされているのか。精神的、身体的な性教育がなされないと、DV被害は続くと思う。 望まない妊娠に至ることも。一生その子を育てることは保障だけではない。 今年度、コロナ禍でDV被害が多いと聞いている。女性の意識も、男性の意識も大いに変えましょう!</p>	<p>性教育につきましては、具体的事業No.15に含めて進めてまいります。</p>
109	個人4	27	<p>施策1 DVの防止及び被害者支援の充実 6行目最後の方、「また、」からの文言を以下のように変えたらどうか。 「また、子どものいる家庭では、パートナーへのDVと子どもへの直接の虐待や面前DVが同時に起こっていること」</p>	<p>御意見を踏まえ、第3～4段落を次の通り修正いたします。</p> <p>【修正後】 セーフコミュニティにおけるDV対策の重点取組項目として、DVの防止と被害者の早期発見を掲げ、講座の開催やパープルリボンの普及・啓発など、市民との協働で積極的に取組みを進めてきました。DV被害者のワンストップによる行政手続きの支援では、機能的で継続的な運営や関係機関・民間団体との連携による支援体制を確立する等、安全・安心に配慮したDV被害者の支援に一定の成果をあげています。 最近では、面前DVによる児童虐待が増加しているなど、DVと児童虐待には密接な関係があり、DVは子どもにも深刻な影響を与えることがわかっています。このことから、関係機関における情報共有、被害の早期発見、適切な支援等、DVと児童虐待対応の連携強化が求められています。</p>
110	個人2	27	<p>施策1 DVの防止及び被害者支援の充実 前文 6行目末尾の「また、子どものいる…」を「このような取組にも関わらず、DVは多発しており、子どもに対する面前DVの深刻な影響や、DVと児童虐待の密接なつながりが顕在化しており、DVと児童虐待対応の一層の連携強化が求められています」とする。 併せて、9行目から11行目を、7行目に続けます。その次の行に前述の内容を持ってくる。 【理由】 文脈及び、児童虐待対応との連携強化の必要性の現状の記述が分かりにくいため。</p>	<p>御意見の通り、「暴力を認めない」を次の通り修正いたします。</p> <p>【修正後】 暴力を容認しない</p> <p>P31についても同様に修正いたします。</p>
111	個人2	27	<p>施策1 DVの防止及び被害者支援の充実 現状と課題 8行目「暴力を認めない」を「暴力を容認しない」とする。 【理由】 同じ意味ではありますが、語感として明確であることと、一般的にも「暴力を容認しない」などのように「容認」を使っているため。</p>	<p>御意見の通り、「暴力を認めない」を次の通り修正いたします。</p> <p>【修正後】 暴力を容認しない</p> <p>P31についても同様に修正いたします。</p>
112	個人2	28	<p>特定の部局だけが対応する問題であるかのような表記を改めてほしい。 【理由】 女性に対する暴力根絶のためには、すべての事業をその視点で問い直し洗い直す作業が必要である。ところが、本行動計画案を見ると、明記されている部局だけでDV被害者への支援は完結するかのように受け取れる。しかし実際は、例えば、DVや性暴力をなくすための教育は、幼稚園、保育所、学校などの日々の生活の中で、暴力根絶を伝えていかなければならない。或いは、それぞれの部局で被害者に求める書類や、関係機関が発出する書類等により、DV被害者の居場所が無用に広がるという事態もあり、それぞれの業務の中で、被害者を危険な状況に追いやらないように業務を検証するのは、それぞれの関係部局である。職員一人一人が、自分が担当する業務の中でDV被害者の安全を守る視点で見直し続ける必要がある。決して特定のところだけで実現することではない。 DV対策、被害者支援は、特定の事業、特定の担当課だけに偏るものでなく、全庁的な取り組みが求められる課題である。 切れ目のない支援、安全に多様な個別のニーズに応じた支援を行うためには、全庁的な安全意識に基づく取組が必要であり、それが伝わる内容であることが必要と考える。</p>	<p>御意見を踏まえ、具体的事業の「担当課」を以下の通り修正いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・No49に「(相談関係機関ネットワーク会議関係部局)」を加える。</li> <li>・No50に「(全庁)」を加える。</li> <li>・No56に「(住所情報保護措置関係部局)」を加える。</li> <li>・No57に「(全庁)」を加える。</li> <li>・P30No49【再掲】に「(相談関係機関ネットワーク会議関係部局)」を加える。</li> </ul>



No.	個人・団体	ページ	意見の内容	回答
113	団体1	28	DV対策基本計画を別冊管理とする場合も、事業の内容、担当課は記載しない。 【理由】被害当事者、支援者、市職員の安全確保のため。	御意見を踏まえ、担当課につきましては、担当部局に修正いたします。 なお、これに合わせて、男女共同参画行動計画の全ての担当課を担当部局に修正いたします。
114	個人3	27	施策の方向Ⅲ 女性に対するあらゆる暴力の根絶 性暴力の防止と被害者支援の充実が盛り込まれたことは、国や県とともに社会全体で性暴力をなくしていくために成果があると期待している。また、DV被害者も含めて全庁の連携で意識啓発や被害防止、支援が取り組まれていることも先進的な施策だと思う。 しかし、具体的事業の詳細と担当を公表することは避けるべきである。他の施策と同様に大まかな事業を示し担当はできるだけ全庁とすることを要望する。 【理由】国や県でも性暴力を根絶するための積極的な施策が進められている。久留米市でも性暴力を根絶するためにはさらにきめ細やかな施策や支援が必要になっている。 しかし、被害者の安全確保という面から、担当部署や担当者など詳細を公表することは避けるべきである。 性暴力の背景には、ジェンダーバイアスと暴力の容認があり、ジェンダーに関わらずハラスメントや暴力の被害に遭っている実態がある。 男性のジェンダーに関する相談や性暴力に関する相談は、「男女平等推進センター」以外の場所に設け、現在圧倒的に多い女性被害者の安全・安心を確保すべきだと考える。	
115	団体3	27	全体的なことについて 全体的に、具体的な事業については、概括的な範囲にとどめること。 また、具体的事業が記載可能なものについても、担当課の記載は全面的に外した書式とすること。 【理由】被害当事者及び関係機関、支援団体の安全確保のため。	
116	団体2	29	具体的事業NO.54からNO.61までの担当課を外し、「全庁」とする。 【理由】DVの担当が明らかにされると、そこに対して加害者の攻撃が行われる可能性があることは、周知のことである。 被害当事者、担当窓口、支援者の安全を確保するためには、担当課を公表することは避けるべきである。	
117	個人2	29	具体的事業」NO.56及び58～60の担当課を全て削除する。 【理由】被害当事者、担当窓口、支援者等の安全を確保するため。	
118	団体1	29	市の基本方針として第3次久留米市DV対策基本計画をどうしても別冊にできない場合に限った意見。 具体的事業No.54、55、56、58、59の担当課を関係各課と表記する。 【理由】被害者、支援者、担当職員の安全確保のため。	

No.	個人・団体	ページ	意見の内容	回答
119	団体3	29	被害者の安全確保と自立に向けた支援の充実における具体的事業は、NO.4以外はすべて削除すること。 【理由】被害当事者及び関係機関、支援団体の安全確保のため。	御意見を踏まえ、具体的事業No.59を削除いたします。
120	個人1	28	具体的事業No.44のデートDV防止の講座を全ての中学生に受けて欲しい。合わせて性教育についてもしっかり取り組んでほしい。	貴重な御意見として参考にさせていただきます。 デートDV防止の講座については、教育部と連携しながら多くの学校に実施できるよう取り組んでまいります。
121	個人2	28	具体的事業NO.46については、担当課に「家庭子ども相談課」を加える。 【理由】DVと子どもの虐待両方を所管する部局である家庭子ども相談課も主体的に啓発を担うべきと考える。	御意見を踏まえ、計画の担当部局につきましては、子ども未来部を追加いたします。
122	団体1	28	市の基本方針として第3次久留米市DV対策基本計画をどうしても別冊にできない場合に限った意見。 具体的事業No.46の担当課に家庭子ども相談課を追加する。 【理由】家庭子ども相談課はDVと児童虐待の所管課であるから、この事業も担うべきと考える。	
123	団体2	28	具体的事業No.46の担当課に「家庭子ども相談課」を加える。 【理由】「家庭子ども相談課」は、DV対策と合わせて子どもの虐待を所管する部局である。	
124	団体1	28	具体的事業No.47「外国人を対象としたDVの正しい理解の促進と相談窓口の周知」の担当課に観光・国際課を加える。 【理由】在日外国人の支援を行っている観光・国際課は主体的にこの事業を行うべきと考える。	在住外国人の日常生活の相談対応は、令和2年8月に『外国人相談窓口』を広聴・相談課に開設していることから、原案の通りといたします。
125	団体2	28	具体的事業No.47の事業の内容に「外国語版の啓発パンフを作成する」を加える。 【理由】現在、久留米市には4,000人ほどの外国人が暮らしていると聞いているが、今後とも増加する外国人へのための啓発パンフ類の外国語版を作成して周知を図ってほしい。 また、英語版だけでなく、久留米に在住している外国にルーツを持つ人の母語でのパンフレットを作成すべきだと考える。	貴重な御意見として参考にさせていただきます。

No.	個人・団体	ページ	意見の内容	回答
126	個人2	29	<p>具体的事業NO.50の担当課は「男女平等推進センター」ではなく「全庁」とする。</p> <p>【理由】マニュアルの管理は男女平等推進センターであるとしても、「マニュアルを活用して対応能力の維持・継承」するのは、関係課すべてであり、また、直接は関係のない課であっても趣旨は共通認識しておくべきことであるため。</p>	御意見を踏まえ、具体的事業No.50の担当部局に「(全庁)」を加えます。
127	団体1	29	<p>市の基本方針として第3次久留米市DV対策基本計画をどうしても別冊にできない場合に限った意見。 具体的事業No.50の担当課を全庁に変更する。</p> <p>【理由】当事者は各種手続きの際、市役所の様々な部所の窓口で相談に訪れる。また、直接関係のない部署であっても当事者の対応についての基本認識は持つべきであり、各種マニュアルの維持継続は関係課が主体となって行うべきと考える。</p>	
128	団体3	29	<p>記載する範囲としては、「DVの根絶に向けた意識啓発と被害の防止」「相談体制の充実」の具体的事業については、当行動計画案通りとするにしても、具体的事業NO.50の担当課は、「全庁」とすべきである。</p> <p>【理由】「DVの根絶に向けた意識啓発と被害の防止」「相談体制の充実」の具体的事業の内容は、被害当事者や関係課、支援団体等が危険にさらされる可能性はないが、具体的事業NO.50については、この間の私たちの問題意識として、すべての行政サービスの手続きをDV防止や被害者支援の視点で問い直し洗い直す作業が必要と痛感しており、全庁的な対応能力の向上が不可欠と考える。 但し、これらのことも含めてDV対策の具体的事業の担当課はすべて外すことが望ましい。</p>	
129	団体2	29	<p>具体的事業No.51の担当課に「久留米市男女平等推進センター」を加える。</p> <p>【理由】すでに男女平等推進センター相談室は障害者、高齢者、外国人女性の相談を担当され、女性の視点での対応がなされている。関連課としてあげられている課との連携が望まれる。</p>	男女平等推進センターは担当課との連携は当然に取り組んでおり、所管課で対応することのため、原案の通りといたします。 ただし、担当課は担当部局名に修正いたします。
130	個人3	29	<p>施策の方向Ⅲ 女性に対するあらゆる暴力の根絶 性暴力の防止と被害者支援の充実が盛り込まれたことは、国や県とともに社会全体で性暴力をなくしていくために成果があると期待する。また、DV被害者も含めて全庁の連携で意識啓発や被害防止、支援が取り組まれていることも先進的な施策だと思う。 しかし、具体的事業の詳細と担当を公表することは避けるべきである。具体的事業No.52男性の相談は、男女平等推進センターは適切ではないと考える。</p> <p>【理由】国や県でも性暴力を根絶するための積極的な施策が進められている。久留米市でも性暴力を根絶するためにはさらにきめ細やかな施策や支援が必要になっている。しかし、被害者の安全確保という面から、担当部署や担当者など詳細を公表することは避けるべきである。 性暴力の背景には、ジェンダーバイアスと暴力の容認があり、ジェンダーに関わらずハラスメントや暴力の被害に遭っている実態がある。男性のジェンダーに関する相談や性暴力に関する相談は、「男女平等推進センター」以外の場所に設け、現在圧倒的に多い女性被害者の安全・安心を確保すべきだと考える。</p>	久留米市男女平等を進める条例の第15条により、「男女平等推進センターは市の男女平等推進施策を実施するための拠点として位置付け、男女共同参画社会の実現に取り組むものとする。」となっており、性別に関わらず個性や能力が発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、ジェンダーに基づく生きづらさを解消し男女平等を進める機関であることから、担当課は原案の通りといたします。ただし、担当課は担当部局名に修正いたします。 御意見の通り、男女平等推進センターは女性の総合相談の窓口として、引き続き女性が安心して相談していただけるよう取り組んでまいります。

No.	個人・団体	ページ	意見の内容	回答
131	団体2	29	<p>具体的事業No.52「男性のための相談対応の検討」は「男女平等推進センター」ではなく「広聴・相談課」などが担うべきだと考える。</p> <p>【理由】男女平等推進センターは、女性の生き方支援を基本として相談業務を担っており女性が安心して相談できる場所である。男性のジェンダーに関する相談や暴力に関する相談は、「男女平等推進センター」以外の場所に設け、安全を確保すべきだと考える。また、他の部署においても、ジェンダーに配慮した男性相談ができるように専門家の配置や職員の研修を行うようにしてもらいたい。</p>	NO.130と同じ回答
132	団体3	29	<p>記載する範囲としては、「DVの根絶に向けた意識啓発と被害の防止」「相談体制の充実」については、具体的事業は、当行動計画案通りとするにしても、具体的事業NO.52の担当課は男女平等推進センターではなく、本庁の相談主管課で行うべきと考える。</p> <p>【理由】「DVの根絶に向けた意識啓発と被害の防止」「相談体制の充実」の具体的事業の内容は、被害当事者や関係課、支援団体等が危険にさらされる可能性はないが、具体的事業NO.50については、この間の私たちの問題意識として、すべての行政サービスの手続きをDV防止や被害者支援の視点で問い直し洗い直す作業が必要と痛感しており、全庁的な対応能力の向上が不可欠と考える。</p> <p>また、具体的事業NO.52については、女性の生き方支援をコンセプトとする男女平等推進センターが担うべきではなく、政策的な課題として、男性の相談を受けている本庁の部局の主管課で行うべきと考える。</p> <p>但し、これらのことも含めてDV対策の具体的事業の担当課はすべて外すことが望ましい。</p>	
133	個人2	29	<p>具体的事業 NO.52の担当課は、「男女平等推進センター」ではなく別の課とする。</p> <p>【理由】男女平等推進センターは女性の生き方支援を基本として相談業務を担っており、女性たちが安心して相談できる場所である。</p> <p>このように表記することにより、DVの被害男性といえども男性相談対応が男女平等推進センターに求められていくことが懸念される。</p> <p>従ってこの事業の担当課は、例えば総合相談と専門分野の相談プログラムを併せ持つ広聴・相談課等、他の部局が担うべきと考える。</p>	
134	団体1	29	<p>市の基本方針として第3次久留米市DV対策基本計画をどうしても別冊にできない場合に限った意見。</p> <p>具体的事業No.52「男性のための相談対応の検討」の担当課は広聴・相談課とする。</p> <p>【理由】男女平等推進センターではDVや性暴力被害者の相談を受けており、男性相談者が出入りすることにより、これらの女性相談者が恐怖心や不安を抱き、安心して相談を受けられなくなる。総合相談と分野別の相談を行っている広聴・相談課が主体となって検討すべきと考える。</p> <p>※P35の男性の心身の健康維持の推進の具体的事業No.52も同じ。</p>	

No.	個人・団体	ページ	意見の内容	回答
135	団体1	29	<p>市の基本方針として第3次久留米市DV対策基本計画をどうしても別冊にできない場合に限った意見。            具体的事業No.53「多様な相談体制の検討」の担当課に家庭子ども相談課、広聴・相談課も検討に入ることは当然と考える。</p> <p>【理由】DV相談を受けている家庭子ども相談課、全般的な相談窓口である広聴・相談課も検討に入ることは当然と考える。</p>	<p>この事業は、男女平等推進センターにおける総合相談の方法について検討をしているため、原案の通りといたします。            ただし、担当課は担当部局名に修正いたします。</p>
136	個人2	29	<p>具体的事業NO.54を「関係機関との連携による安全確保のための支援」とし、事業の内容は「(…団体等と連携し、安全確保のための支援を行う」とするとともに、担当課は削除する。</p> <p>【理由】被害当事者、担当窓口、支援者等の安全を確保するため。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下の通り修正いたします。</p> <p>【具体的事業名 修正後】            関係機関等との連携による被害者の安全確保</p> <p>【事業の内容 修正後】            県や警察署等の関係機関及び民間支援団体等と連携し、避難を希望するDV被害者の安全を確保する。</p>
137	団体1	29	<p>市の基本方針として第3次久留米市DV対策基本計画をどうしても別冊にできない場合に限った意見。            具体的事業No.54「関係機関等との連携による一時避難の支援」を「関係機関等との連携による安全確保のための支援」に変更、事業の内容「…連携し、DV被害者の安全を確保する。」と文言の一部を削除する。</p> <p>【理由】担当課職員等に加害者追及の恐れが大きくなると考える。</p>	
138	個人2	29	<p>具体的事業NO.55の事業の内容「…自立に向けて、市営住宅を確保する」を「…自立に向けて、住宅関連の情報を提供する」とし、担当課を「全庁」とする。</p> <p>【理由】            被害当事者、担当窓口、支援者等の安全を確保するため。</p>	<p>目的に該当する住宅情報は市営住宅の意味が対象となるため、さらには被害者等への安全確保については、最大限の配慮をした運用を行っており、原案の通りといたします。            ただし、担当課は担当部局名に修正いたします。</p>
139	団体1	29	<p>市の基本方針として第3次久留米市DV対策基本計画をどうしても別冊にできない場合に限った意見。            具体的事業No.55事業の内容「…市営住宅を確保する」を「住宅関連の情報を提供する」に変更する。</p> <p>【理由】加害者追及による担当課、関係者の安全確保のため。</p>	
140	個人4	29	<p>具体的事業No.55「市営住宅を確保する」とありますが、加害者が情報を得たときにどうなのかなと思った。「住居の確保を支援」などとばかすか、それでも同じことか？</p>	

No.	個人・団体	ページ	意見の内容	回答
141	個人2	29	<p>具体的事業NO.57の担当課は「全庁」とする。</p> <p>【理由】安全な自立支援のための対応能力の維持・継承は、特定の部局で行うものではなく、全庁・全職員が主体的に実践することと考える。</p>	御意見を踏まえ、「(全庁)」を加えます。
142	団体1	29	<p>市の基本方針として第3次久留米市DV対策基本計画をどうしても別冊にできない場合に限った意見。</p> <p>具体的事業No.57「ワンストップ化のための…」の担当課は全庁とする。</p> <p>【理由】被害者の安全な自立支援については全職員が対応能力の維持継承を図るべきと考える。</p>	
143	個人4	29	<p>「男女平等に関する調査研究事業の実施」を「被害者支援システム強化のための」または「女性に対する暴力根絶のための」に変える。</p>	<p>御意見を踏まえ、事業の内容を次の通り修正いたします。</p> <p>【修正後】 女性に対する暴力根絶のための男女平等に関する課題に対し～</p>
144	団体3	29	<p>具体的事業NO.4を「女性に対するあらゆる暴力の根絶に関する調査研究事業の実施」とし、事業の内容は「女性に対するあらゆる暴力根絶」のための仕組みづくりのための専門家による調査研究事業を実施する」とする。</p> <p>【理由】近年、当調査研究事業が実施されてこなかったことによる影響は大きく、機能させることにより、第3次DV対策基本計画をまとめる作業をはじめ、今日的な諸課題の解決に向けた仕組みづくりができると考える。</p>	
145	団体1	29	<p>市の基本方針として第3次久留米市DV対策基本計画をどうしても別冊にできない場合に限った意見。</p> <p>具体的事業No.60、62の担当課を関係各課とする。具体的事業No.61は削除する。</p> <p>【理由】加害者追及による担当課、関係者の安全確保のため。</p>	<p>御意見を踏まえ、次の通り修正いたします。</p> <p>具体的事業No.61を削除</p>
146	個人2	30	<p>具体的事業NO.61は全文を削除する。</p> <p>【理由】被害当事者、担当窓口、支援者等の安全を確保するため。</p>	
147	団体3	30	<p>具体的事業NO.60とNO.61を削除する。</p> <p>【理由】被害当事者及び関係機関、支援団体の安全確保のため。</p>	<p>御意見を踏まえ、具体的事業No.61のみ削除します。</p> <p>なお、具体的事業No.60につきましては、御意見の趣旨を踏まえつつも、連携して取り組む必要があることから、事業の内容を次の通り修正いたします。 具体的事業No.は59に変更になります。</p> <p>【修正後】 DV被害者の適切な～取り組む。また、民間支援団体への支援を継続して行う。</p>

No.	個人・団体	ページ	意見の内容	回答
148	個人2	30	<p>施策1 DVの防止及び被害者支援の充実の具体的事業 全事業の見直しを前提として具体的事業に「諸手続き及び必要書類における安全確保の徹底」を追加する。併せて、事業の内容は「諸手続きにおける情報及び必要書類を安全確保の観点から見直す」とし、担当課は「全庁」とする。</p> <p>【理由】 諸手続きにおいて関係機関が他の機関等と交換する情報や必要書類に関し、当事者等の安全を阻害しないようにするため。</p>	<p>諸手続きにおける安全確保については、具体的事業No.50やNo.56、No.57にも含んでいることから、原案の通りといたします。</p>
149	団体3	30	<p>具体的事業として「諸手続き及び必要書類における安全確保の徹底」を追加する。 併せて、事業の内容は「諸手続きにおける情報及び必要書類を安全確保の観点から見直す」とし、担当課は「全庁」とする。</p> <p>【理由】諸手続きにおいて関係機関が他の機関等と交換する情報や必要書類に関し、当事者等の安全を阻害しないようにするため。</p>	
150	個人2	31	<p>施策2 性暴力の防止及び被害者支援の充実 現状と課題 4行目の「ハラスメントの被害に遭っており」を「ハラスメントは後を絶たず」とする。</p> <p>【理由】この文脈の「被害に遭っている」という表現は、被害者に落ち度があるかのように感じるため。</p>	<p>市民意識調査では、約8割の人がセクハラは女性への人権侵害だと思っているにもかかわらず、女性の42.2%がセクハラ被害を受けています。男性の被害者も14.7%おり、市民の約3割に被害の経験があります。 しかし、「ハラスメントは後を絶たず」という状況は本市では確認することができないことから、御意見の点につきましては、以下の通り修正いたします。</p> <p>【修正後】 ～ハラスメントの被害を受けており～</p>
151	団体2	31	<p>施策2 性暴力の防止及び被害者支援の充実 現状と課題 4行目、「特に、若年層が、SNS等を通じて・・・対策が求められます。」までを削除し「強制性交等・強制わいせつ・痴漢・ストーカー・SNS・盗撮などの性被害」について概略を記述する。</p> <p>【理由】若者層の性被害がSNS等を通じての被害だけのような印象になるのを避け、性被害全般の情報を記述し、その上での対策を策定して、特に若者層の性被害の特徴にふれてほしい。</p>	<p>御意見を踏まえ、指定の文章を次の通り修正いたします。</p> <p>【修正後】 さらに、SNS等のコミュニケーションツールの広がりに伴い性暴力の被害が多様化していることから～（中略）</p>
152	団体2	31	<p>施策2 性暴力の防止及び被害者支援の充実 現状と課題 6行目「性暴力の根絶のためには、<u>社会の「強姦神話」などの偏った考え方を改め暴力を認めない・・・</u>」と下線部分を挿入する。</p> <p>【理由】強姦神話（rape myths）は、固定的な性別役割意識や暴力の容認、性的暴行の特質に対する誤解などであり、被害者に責任を負わせる風潮や「露出の高い服装をしたり、なれなれしい態度を取ったりする女性が被害に遭う」「嫌なら必死に、抵抗したはずだ」「女性は強姦されたがっている」などの根拠のない間違った論を信じ込んでいる人もいます。このような社会通念が、物理的外傷を負っていない性的暴行の被害者が通報や医療を求めず、相談につながらない要因になっていると考える。</p>	<p>御意見の文章内にある、「二次被害を起こさないための正しい理解」に含まれると考えますので、原案の通りといたします。</p>

No.	個人・団体	ページ	意見の内容	回答
153	個人2	31	<p>具体的事業NO.63の事業の内容「性暴力を許さない社会に向けて啓発を行う」の「社会に向けて」を「社会をつくるため」或いは「社会をめざし」とする。</p> <p>【理由】「向けて」ではわかりにくいいため。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下の通り修正いたします。 具体的事業No.は61に変更になります。</p> <p>【修正後】 ～許さない社会の実現に向けて～</p>
154	団体2	31	<p>具体的事業NO.65 3行目、事業の内容「早期解決と回復に向けた支援を行い、<u>身体的・精神的ケア、司法手続き、病院受診、証拠採取などの情報を提供し、同行支援を行う</u>」と下線部分を挿入する。</p> <p>【理由】対人不信に陥りやすい被害者に寄り添った支援が必要であり、辛い話を何度もしなくていいようなサポートが必要。2次被害を起こさないためにも同行支援が必要だと考える。</p>	<p>御意見の事項につきましては、具体的事業No.66に含まれますので、原案の通りといたします。</p>
155	個人2	31	<p>施策2 性暴力の防止及び被害者支援の充実 性暴力や性の商品化等の防止の具体的事業に新たに「性暴力防止の視点に立った性教育の実施」を追加する。 併せて、事業の内容は「性暴力防止の視点に立った性教育を幼児期から実施する。また、関係法人・団体に実施を働きかける」とし、担当課は「子ども保育課、学校教育課」とする。</p> <p>【理由】性暴力被害が多発する中で、子どもに対する性暴力防止の観点からの性教育の必要性への認識が広がっており、平成31年3月に施行された福岡県性暴力根絶条例においても学校における性暴力根絶及び性暴力の被害者の支援に関する総合的な教育の実施が明記されているため。</p>	<p>性教育については、具体的事業No.12及びNo15で掲げているため、原案の通りといたします。</p>
156	団体1	31	<p>施策2 性暴力の防止及び被害者支援の充実 性暴力や性の商品化等の防止の具体的事業に「性暴力防止の視点に立った性教育の実施」を追加。併せて、事業の内容は「性暴力の視点に立った性教育を幼児期から実施する。また、関係法人・団体に働きかける。」とし、担当課は「子ども保育課、学校教育課」とする。</p> <p>【理由】性暴力被害が多発する中で、子どもに対する性暴力防止の観点からの性教育の必要性への認識が広がっており、平成31年3月に施行された福岡県暴力根絶及び性暴力の被害者支援に関する条例には総合的な実施が明記されているため。また、文部科学省によると、児童生徒へのわいせつ行為などで処分を受けた教職員の数は2013年度以降200人から減ることなく推移しており、子どもたちを守るためには性暴力防止の視点に立った性教育を行うことが必要だから。</p>	
157	団体2	32	<p>具体的事業NO.66 「…<u>関係機関・団体・医療機関と連携した</u>…」と下線部分を挿入する。</p> <p>【理由】性暴力被害者は長期間心身の不調に悩まされるため、理解ある医療機関の紹介が必要である。特に、子どもの性暴力被害者は、医療機関につながることが求められる。</p>	<p>御意見の医療機関は、同文中の「関係機関」に含まれると考えますので、原案の通りといたします。</p>



No.	個人・団体	ページ	意見の内容	回答
158	団体2	33	<p>施策の方向IV 目指す姿 4行目、「ひとり親であることや、<u>高齢である・障害がある・</u>」と下線部分を追加する。</p> <p>【理由】高齢女性の健康維持への支援は、高齢女性の貧困問題とも関連し特段の配慮が必要だと考える。</p>	<p>御意見を踏まえて、次の通り修正いたします。</p> <p>【修正後】 ひとり親であることや、高齢であること、障害があること、外国人であることに加えて～(省略)</p>
159	団体2	34	<p>施策の方向IV 施策1 生涯を通じた男女の健康支援 現状と課題 3行目、「が指摘されています。また、コロナ禍で若年女性の自殺率が高くなっていることが指摘されています。」と下線部分を挿入する。</p> <p>【理由】警察庁のデータによると、今年1月～11月の自殺者は、1万9000人以上に上る。10月の自殺者は、前年同月比で男性が約22%増、女性は約83%増となることが報道された。「いのち支える自殺対策推進センター」は、同居人がいる女性や無職の女性、10代の女性の自殺が増えていることから、「経済・生活問題や、DV被害、育児の悩みや介護疲れなどの問題の深刻化が影響した可能性がある」と分析している。久留米市でも若年女性の自殺の増加の原因などの把握が必要だと考える。</p>	<p>御意見を踏まえて、「現状と課題」の1文目を次の通り修正いたします。</p> <p>【修正後】 近年、未婚～(中略)～変化しており、特に新型コロナウイルス感染症拡大による生活への影響により全国的に女性の自殺が増えていることが問題となっています。一方、男性も、～(省略)</p>
160	団体2	34	<p>具体的事業NO.72の担当課に長寿支援課を追加する。</p> <p>【理由】長寿支援課が行うアンケート調査で、介護・介助が必要になった原因とし高齢女性は「骨折・転倒」を一番多く上げており、高齢期になると性差に応じた対応が必要である。</p>	<p>女の健康支援」に次の事業を追加します。</p> <p>生涯を通じた女性の健康支援 No.71 具体的事業:介護予防の推進 事業の内容:介護予防の講座の開催、周知・啓発や主体的な介護予防活動 の支援を行うことにより、高齢の女性の骨折や転倒などによる心身機能の低下や認知症の予防に取り組む。</p> <p>男性の心身の健康維持の推進 No.71 具体的事業:介護予防の推進 事業の内容:介護予防の講座の開催、周知・啓発や主体的な介護予防活動</p>
161	団体2	35	<p>具体的事業NO.52の担当課は「男女平等推進センター」ではなく「広聴・相談課」や「健康推進課」などが担うべきだと考える。</p> <p>【理由】男女平等推進センターは、女性の生き方支援を基本として相談業務を担っており女性が安心して相談できる場所である。男性のジェンダーに関する相談や性暴力に関する相談は、「男女平等推進センター」以外の場所に設け、安全を確保すべきだと考える。また、他の部署においても、ジェンダーに配慮した男性相談ができるように専門家の配置や職員の研修を行うようにしてもらいたい。</p>	<p>久留米市男女平等を進める条例の第15条により、「男女平等推進センターは市の男女平等推進施策を実施するための拠点として位置付け、男女共同参画社会の実現に取り組むものとする。」となっており、性別に関わらず個性や能力が発揮できる社会を目指し、ジェンダーに基づく生きづらさを解消し男女平等を進める機関であることから、担当課は原案の通りといたします。ただし、担当課は担当部局名に修正いたします。</p> <p>御意見の通り、男女平等推進センターは女性の総合相談の窓口として、引き続き女性が安心して相談していただけるよう取り組んでまいります。</p>

No.	個人・団体	ページ	意見の内容	回答
162	団体1	36	<p>施策の方向 IV 施策2 様々な困難を抱える女性等が、安全に安心して暮らせる環境の整備 現状と課題 1～2行目を「ひとり親女性は、その8割が働いているにも関わらず、5割が貧困という困難な状況に置かれています。非正規などの不安定雇用では、生活可能な賃金が得られないという困難に陥る女性が幅広い世代に広がっています。」と修正する。</p> <p>【理由】もともと女性であるが故に困難な立場に立っている人たちの課題が、コロナ禍により明らかにされたのを機に、特に困難な状況にある人への支援施策が必要なため。</p>	<p>御意見を踏まえて、課題がひとり親に限らないことから、次の通り修正いたします。</p> <p>【修正後】 単身世帯や～広がっています。そのような中において、とりわけ女性は、～</p>
163	団体2	36	<p>具体的事業NO.74の事業の内容に「…啓発を行う。また、性被害に遭った女性への緊急対策を行う。」と下線部分を挿入し、担当課に男女平等推進センターを追加する。</p> <p>【理由】性被害が多いにも関わらず、相談先・対策が徹底していない。検査キットを持つ機関の情報提供や啓発をしてほしい。</p>	御意見につきましては、具体的事業No.66に含んでいるため、原案の通りといたします。
164	団体1	36	<p>施策2 様々な困難を抱える女性等が、安全に安心して暮らせる環境の整備 現状と課題 4～5行目を「…新型コロナウイルス感染症により、離職を余儀なくされたり、収入激減や外出自粛により、困難を抱える女性の状況は…」と下線部分を挿入する。</p> <p>【理由】女性がより深刻な状況に陥っている状況を具体的に記載すべきと考える。</p>	具体的に記述すると、列挙した例以外は該当しないとみられる可能性があるため、原案の通りといたします。
165	団体1	36	<p>施策2 様々な困難を抱える女性等が、安全に安心して暮らせる環境の整備 子ども・子育てに関する支援の充実に、具体的事業「子どもに対する暴力・虐待を根絶するための体制整備」を追加する。担当課は家庭子ども相談課とする。</p> <p>【理由】コロナ禍のなか閉鎖された家庭で児童虐待の増加がみられる。また、児童虐待とDVは同時に起こっている場合が多い。子どもや女性の安全、安心な暮らしを確保するためには児童虐待を未然に防いだり、早期発見のための体制整備が必要と考える。</p>	児童虐待との連携は、具体的事業No.62「関係機関・団体等との連携及び児童虐待対応との連携強化」で既に記しているため、原案の通りといたします。
166	団体2	36	<p>施策2 様々な困難を抱える女性等が、安全に安心して暮らせる環境の整備 ひとり親家庭への支援の充実に、具体的事業「ひとり親になる前（離婚時）の支援」を追加する。</p> <p>【理由】貧困に陥ることがないよう、ひとり親になってからだけでなく、なる前に講じておく対策（養育費に関する公正証書の作成等）についての情報提供やサポートが必要だと考える。</p>	具体的事業No.80で対応することとしていますので、原案の通りといたします。
167	団体2	37	<p>具体的事業No.79に「あるいは、不登校児を抱える家庭などの訪問により…」と下線部分を挿入し、担当課に学校教育課を追加する。</p> <p>【理由】特にひとり親家庭など困難を抱える世帯で不登校などの問題が発生しやすいので、スクール・ソーシャルワーカーと連携を取って家庭の総合的な支援を含めた対策をとってほしい。</p>	貴重なご意見として参考にさせていただきます。 不登校対応については、くるめアクションプランに基づききめ細かな対応に努めてまいりますので、原案の通りといたします。
168	団体2	37	<p>具体的事業No.82事業の内容の3行目「伴奏」でなく「伴走」に修正する。</p> <p>【理由】誤字だと思われる。</p>	御指摘ありがとうございます。御意見を踏まえ修正いたします。

No.	個人・団体	ページ	意見の内容	回答
169	団体2	38	<p>具体的事業No.88の担当課に「男女平等推進センター」を追加する。</p> <p>【理由】外国人の女性支援は十分ではなく、在留カードやビザの取得などその状態を熟知しておく必要があり伴走型の支援が求められる。</p>	<p>在住外国人の日常生活の相談対応は、令和2年8月に『外国人相談窓口』を広聴・相談課に開設していることから、原案の通りといたします。ただし、担当課は担当部局名に修正いたします。</p>
170	団体2	39	<p>計画推進体制の整備   計画推進体制の強化・徹底 「[4]久留米市男女平等を進める条例と男女平等推進委員の周知・活用促進」を挿入する。</p> <p>【理由】行動計画では、「久留米市男女平等を進める条例」基本理念に基づいて策定されているが、条例やそれに基づいた苦情処理などが市民に浸透しているとは言えない。市民意識調査では、地域や職場、家庭で不平等感が高いという結果がありながら、市民からの苦情や救済を求める声が男女平等推進委員に届けられていない。</p> <p>また、久留米市男女平等推進センターは、久留米市の男女平等施策を実施するための拠点と位置付けられ様々な事業頑張っているが、認知度が低下してきている。コロナ禍で女性への差別や暴力、失業など状況が悪化している中、今まで以上に市民への周知徹底が必要になっている。また、女性の生きにくさに共感し、寄り添うセンター事業を広く市民に知ってもらうことが必要だと考える。また、人権侵害に当たって「男女平等推進委員」が市民の役に立つ機関であることも広報し、活用の促進を図るべきである。</p>	<p>貴重な御意見ありがとうございます。</p> <p>条例の普及啓発及び男女平等推進委員は、当然に取り組むことであるため計画には載せていませんが、重要な施策と認識しているため今後も継続して取り組んでまいります。</p>
171	団体1	39	<p>計画推進体制の整備   計画推進体制の強化・徹底 [1]男女平等政策審議会との連携・強化と[2]男女平等政策会議の機能の充実・強化の順番を入れ替えること。</p> <p>【理由】推進体制の一番要となるのは市長を会長とした庁内の男女平等政策会議であり、男女平等政策審議会は諮問に対する答申や行動計画の推進状況に意見を述べる 附属機関である。まずは男女平等政策を総合調整し、推進する機関が第1位に置かれるべきである。</p>	<p>久留米市男女平等を進める第32条に基づき、男女平等政策審議会は、市長の附属機関として市の行動計画について調査審議及び意見を述べる等の機能があることから、最初に記載しております。よって、原案の通りといたします。</p>
172	団体2	39	<p>計画推進体制の整備   計画推進体制の強化・徹底 [2]男女平等政策会議の機能の充実・強化は、[1]にすべきで、会長は市長であるということも明示する。</p> <p>【理由】久留米市の推進体制は市長がトップになって、各々が積極的に男女平等を進めていることを示すべきである。</p>	<p>[2]を[1]にすること 久留米市男女平等を進める第32条に基づき、男女平等政策審議会は、市長の附属機関として市の行動計画について調査審議及び意見を述べる等の機能があることから、最初に記載しております。よって、原案の通りといたします。</p> <p>また、[2]の文章の冒頭を次の通り修正いたします。</p> <p>【修正後】 庁内組織である男女平等政策会議(会長:市長)は、男女平等を進める条例に基づき～</p>

No.	個人・団体	ページ	意見の内容	回答
173	団体1	-	「第4次久留米市男女共同参画行動計画」の策定にあたっては、久留米市男女平等政策審議会より答申が出されているが、その答申は、パブリックコメントを書くときの貴重な情報となるものなので、市のホームページに載せてもらいたい。	御意見の答申につきましては、久留米市公式ホームページに掲載しております。
174	団体1	-	「第4次久留米市男女共同参画行動計画」には、部課別具体的事業一覧と「第3次久留米市男女共同参画行動計画・第2期実施計画」の資料と同程度の資料をつけてもらいたい。	貴重な御意見として参考にさせていただきます。資料につきましては、別途添付する予定です。
175	団体1	-	具体的事業の中で、新規事業に新規と分かるような表示をしてもらいたい。	御意見を踏まえ、新規事業とわかるよう表記します。
176	団体2	-	P26 3施策の方向Ⅲ 女性に対するあらゆる暴力の根絶、P33 4 施策の方向Ⅳ男女が自立し、生活できる社会づくり3、4全体を通して、様々な支援が、多岐にわたる課・センターで担当されていて大変心強い。それらの実施に当たっては、縦割りの支援にならないように、どの課もセンターも支援内容を熟知し支援内容に漏れや不便がないようにしてもらいたい。	貴重な御意見、ありがとうございます。御意見の通り、支援を必要とする人が様々なサービスに的確につながるように、努めてまいります。
177	団体2	-	男女平等推進センターは、「男女平等推進施策を実施するための拠点」として位置づけられ、その役割を果たしてきているが、その歴史や役割等について市民の多くが知らないという結果もでており、とても残念なことだ。これからは、センターの存在をもっと多くの市民に知らしめ、市民の心のよりどころとなるよう周知徹底を図ってほしい。	貴重な御意見ありがとうございます。男女平等推進センターが多くの市民の皆様を知っていただけるよう努めてまいります。
178	団体2	-	男女共同参画の啓発が進み意識もやや向上したと思うが、地域や農業分野等、意識向上だけではなかなか目に見えた変化が望めない。地域自治会の役員を男女同数にする仕組みなど積極的な施策の導入を考えるべきだと考える。	御意見ありがとうございます。御要望として承ります。
179	個人1	-	条例に基づく男女平等推進委員の相談の件数が非常に少ない。問題があるのに、相談として上がっていないのではないかと。各部の職員がしっかりジェンダーに基づく問題については久留米市にはこういった制度があるということ、関係する団体や市民に対して広報をしてほしい。	貴重な御意見として参考にさせていただきます。男女平等推進委員の制度が、市民に広く周知されるよう、努めてまいります。
180	個人2	-	第4次久留米市男女共同参画行動計画にDV対策を明記すること及びホームページに掲載していることについて 第3次久留米市DV対策基本計画については、本行動計画とは別に策定すべきであり、本行動計画に明記する内容については、再検討すべきと考える。 また、第3次久留米市DV対策基本計画実施計画の策定やその取扱いについても同様に慎重な取り扱いが求められ、基本的にホームページには掲載すべきではないと考える。 【理由】今回の第4次久留米市男女共同参画行動計画に、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を施策の方向として位置付けたことの意義は大きいと思っている。しかし、これまで久留米市男女共同参画行動計画及び実施計画は、市のホームページに掲載され、計画の実施状況は毎年「男女共同参画白書」として冊子にまとめられ配布されている。 DVに関しては、被害当事者や担当窓口、支援者（以下「当事者等」と略す。）の安全確保が至上命題と言っても過言ではない。その観点から考えると、具体的な事業をホームページに掲載することにより、当事者や関係者が危険にさらされる可能性があり、印刷物であっても配布に際しては、慎重さが求められる。まして誰もが閲覧できるホームページへの掲載は、DV対策については、不適切である。	貴重な御意見として、参考にさせていただきます。 計画については、市民の皆様にご理解いただく必要があるため、他の計画と同様に市公式ホームページに掲載する予定です。 なお、具体的な取組を集約する「久留米市男女共同参画白書」につきましては、被害者や支援者の安全が確保されるように掲載する内容を慎重に検討してまいります。

No.	個人・団体	ページ	意見の内容	回答
181	個人1	-	パートナーシップの条例を計画に入れてもらいたい。条例がないことで、同性愛の人が福岡市に引っ越すという話を聞く。市民のそのような選択を迫ってはいけないのではないかと。	貴重な御意見として参考にさせていただきます。具体的事業No.89において、セクシュアル・マイノリティの皆様への偏見や差別を解消するための啓発や、支援の検討を進めてまいります。
182	個人1	-	SOGIの概念を入れることで、LGBTへの理解が進み、自分の特性を肯定的に思えるので、その視点を持って、計画の事業を進めてほしい。	貴重な御意見として参考にさせていただきます。SOGIについてはP14に記述しております。今後事業の実施についてもSOGIの視点を踏まえ、取り組んでまいります。
183	個人1	-	DVの加害者支援のプログラムについて検討してほしい。	R2.12.25閣議決定した国の「第5次男女共同参画基本計画」では、『被害者支援の一環として、加害者の暴力を抑止するための地域社会内でのプログラムについて試行の実施を進め、地方公共団体において民間団体と連携してプログラムを実施するためのガイドラインの策定など本格実施に向けた検討を行う。その際、加害者をプログラムに参加させるための方法について諸外国での取組例等の調査も行う』としています。また、「第5次福岡県男女共同参画計画(案)」では『加害者対策について情報収集を行い、研究・検討を行う』としています。さらに「第4次福岡県DV防止及び被害者の保護等に関する基本計画」でも、『国の検討を踏まえ、関係機関と連携し加害者更生プログラムについて検討する』となっており、本市としても国や県の状況を確認しながら検討してまいりたいと考えます。
184	個人3	-	施策の事業の内容に、答申で示された積極的に慣行や慣習を変更する仕組みや制度を盛り込むよう要望する。 答申の「はじめに」で述べているように、ジェンダーギャップ指数の日本の順位は下がり続け男女格差が解消されない実態が深刻である。さらに、久留米市では固定的性別役割分担の実態が根強く残っていることが市民意識調査から分かった。そこで、答申では「性別役割分担」は施策の根本的問題であり、性に基づく偏見による慣習・慣行の変革なくしてはジェンダー平等社会の実現はないとして、施策が啓発に留まらず平等社会の実現についての意思を示すことが大切だと提言した。 また、「生活の隅々まで浸透しているジェンダー構造は、被差別部落、外国籍、障がい、セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)などの他の差別と絡み合って生活の中に織り込まれているために、それぞれの固有の課題と関連づけながら、ジェンダー平等を主流化するよう取り組むことが必要である」と述べている。 久留米市の男女共同参画施策が一定定着している中で、今一度、施策全体をジェンダー視点で見直し、男女平等を自分の担当でどのように実現するかといった意思を示し、慣行を変更する積極的な仕組みを取り入れてほしいと考える。	慣習や慣行の中に明文化される制度も含んでおりますので、原案の通りといたします。
185	個人1	-	グループ立ち上げを支援するなど、多様な市民が男女平等の担い手に男女平等に関するグループが活動できるような取組を取り込んでほしい。	貴重な御意見として、参考にさせていただきます。男女平等推進センターの実施事業である「自立に向けた市民の主体的活動の支援」として、取り組んでまいります。